

令和8年度クマ被害対策等に関する関係省庁連携会議

議事次第

令和8年10月2日（金）17:15－17:55
環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

1. 開 会

2. 挨拶 笹川 博義 クマ被害対策担当大臣
 三ッ林 裕巳 クマ被害対策担当副大臣
 石原 正敬 クマ被害対策担当大臣政務官

3. 令和8年度のクマの動向等

4. 関係省庁からの報告

- ・クマ被害対策ロードマップの進捗状況、予定
- ・秋の大量出没に備えた関係業界団体等への注意喚起の実施状況、予定

5. その他

6. 閉 会

【出席者】

クマ被害対策担当大臣	笹川 博義
クマ被害対策担当副大臣	三ッ林 裕巳
クマ被害対策担当大臣政務官	石原 正敬
警察庁生活安全局長	山田 好孝
総務省官房地域力創造審議官	鈴木 清
文部科学省総合教育政策局長	淵上 孝
農林水産省農村振興局長	松本 平
林野庁次長	清水 浩太郎
国土交通省総合政策局長	楠田 幹人
観光庁次長	蔵持 京治
防衛省大臣官房審議官	荒木 孝裕
環境省自然環境局長	則久 雅司

【配付資料】

資料 1 クマ被害対策等に関する関係省庁連携会議 設置要綱
(令和 8 年 10 月 2 日関係省庁申合せ)

資料 2 令和 8 年度のクマの動向等 (抜粋)

資料 3 各省庁報告資料

資料 3-1 環境省

資料 3-2 警察庁

資料 3-3 総務省

資料 3-4 文部科学省

資料 3-5 農林水産省

資料 3-6 林野庁

資料 3-7 国土交通省

資料 3-8 観光庁

参考資料 1 クマ被害対策ロードマップ
(令和 8 年 3 月 27 日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)

参考資料 2 令和 8 年度のクマの動向等

参考資料 3 政府によるクマ被害対策支援メニュー一覧 (令和 8 年 10 月時点版)

参考資料 4 クマ等の鳥獣被害への対応に向けた提言 (令和 8 年 6 月 25 日自由民主党政務調査会、鳥獣被害対策特別委員会)

参考資料 5 笹川環境大臣・石原政務官の宮城県視察について

クマ被害対策等に関する関係省庁連携会議 設置要綱

令和 8 年 10 月 2 日

関係省庁申合せ

(目的)

第 1 条 近年、クマが人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。このような状況を踏まえ、関係省庁が緊密に連携することにより、クマ被害対策パッケージ（令和 7 年 11 月 14 日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）及びクマ被害対策ロードマップ（令和 8 年 3 月 27 日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）に基づくクマ被害対策を着実に実行するとともに、クマ被害対策に関する対応を加速することで、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守るために、クマ被害対策の司令塔であるクマ被害対策担当大臣の下、関係省庁から成るクマ被害対策等に関する関係省庁連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連携会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 情報共有、関係省庁間の連携確保
- (2) クマ被害対策ロードマップの進捗管理
- (3) クマ被害対策に関する対応の加速化及び自治体との連携に関する検討
- (4) 前条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項

(構成)

第 3 条 連携会議の構成は、次のとおりとする。

議長 クマ被害対策担当大臣

副議長 環境省自然環境局長

構成員 別表のとおり

ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。また、副議長は、議長を補佐し、議長不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 連携会議は、議長が必要に応じて招集する。また、構成省庁からの要請を踏まえ、議長が必要と認めたときは、会議を招集する。

(事務局)

第 5 条 連携会議の事務局は、環境省自然環境局野生生物課に置き、同会議の事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月2日から施行する。

(別表)

構 成 員	警察庁生活安全局長
	総務省地域力創造審議官
	文部科学省総合教育政策局長
	農林水産省農村振興局長
	林野庁次長
	国土交通省総合政策局長
	観光庁次長
	防衛省防衛政策局長



令和 8 年度のクマの動向等（抜粋）

令和 8 年10月
環境省

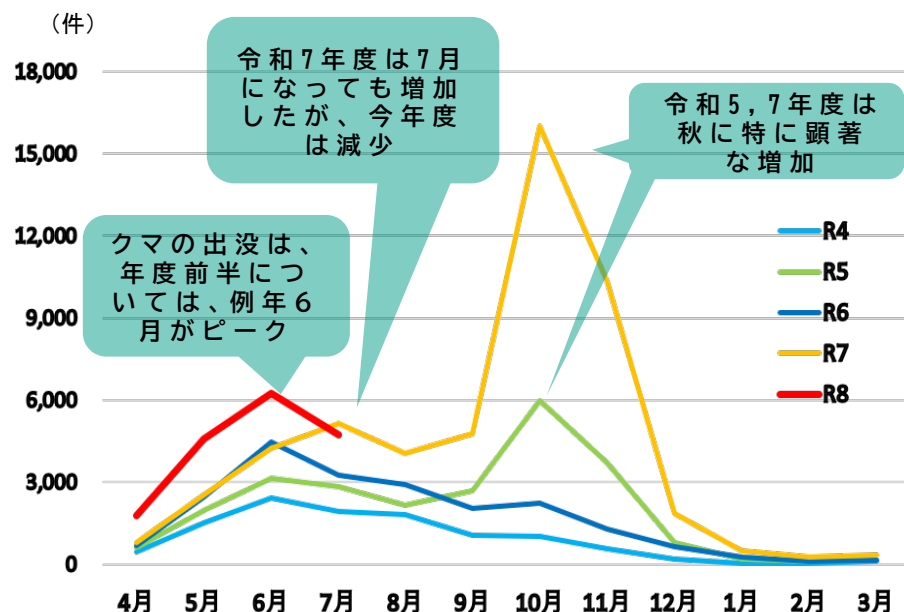


令和8年度のクマの出没や被害の状況

- 今年度の4～7月の出没情報数は例年と比べて特に多い傾向にあるが、7月末時点では顕著な増加がなく、令和6年度と同様の傾向を示している※1。
- 今年度の人身被害件数は、関東地方で6～7月に多かったが全体として例年と同様の傾向であり、8月は過去5年間で最も少ない件数だった。

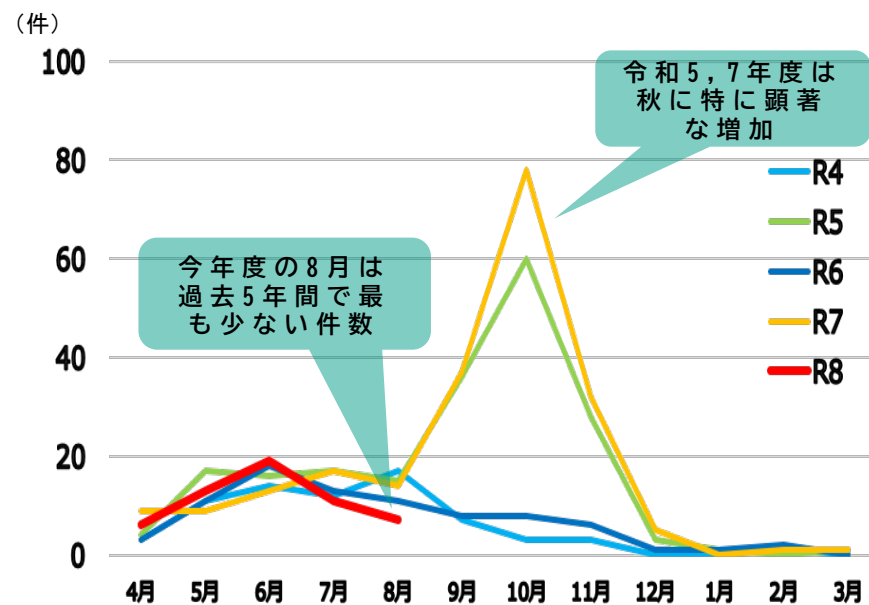
※1：出没情報数は同一個体が複数回確認されること、住民の関心の高さ等に影響されることに留意が必要である

直近5年の出没情報数（月別）



（令和8年度の数値は7月末時点）

直近5年の人身被害件数（月別）



（令和8年度の数値は8月末時点）

※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害件数は全都道府県の合計。

令和8年度のブナ等堅果類などの豊凶調査（結実状況）について

都道府県	ブナ	ミズナラ	コナラ	堅果類以外	分類方法
北海道	豊作、並作傾向 ※道南地域のみ分布	広範囲で不作もしくは凶作傾向	—	ヤマブドウ、コクワ: 概ね並作あるいは不作傾向	豊作>並作>不作>凶作
群馬県	並作	不作	不作	クリ:不作 ミズキ:並作	大豊作>豊作>並作>不作>凶作> 大凶作>無(結実が見られない)
新潟県	豊作	並作	並作	クリ:豊作 オニグルミ:並作	豊作>並作>不作>凶作
富山県	豊作	並作	並作	—	豊作>並作>不作>凶作
石川県	大豊作	並作	並作	—	大豊作>豊作>並作>凶作>大凶作
福井県	豊作	不作以下	並作	—	豊作>並作>不作以下
山梨県	豊作	並作	並作	—	豊作>並作>凶作～並作>凶作
長野県	豊作	並作	並作	クリ、クヌギ等: 並作上	大豊作>豊作>並作上>並作> 並作下>不作>凶作>大凶作
岐阜県	並作	並作	並作	—	大豊作>豊作>並作>凶作>大凶作
京都府	並作	凶作	凶作	イヌブナ:凶作	豊作>並作>凶作
兵庫県	豊作	大凶作	大凶作	—	大豊作>豊作>並作上> 並作下>凶作>大凶作
鳥取県	大豊作	凶作	並作下	クリ:凶作	大豊作>豊作>並作上> 並作下>凶作>大凶作

※令和8年10月1日現在で、結果を公表している都道府県を表示

※地域によって、秋のクマの大量出沒に影響を与える餌資源や、その組み合わせ等が異なることに留意

※調査者によって豊凶の程度の分類は異なる。調査結果が平均未満の項目については表の枠を黄色に着色した

※クマが恒常的に生息していない、または生息数が少ない茨城県、千葉県、大阪府、四国・九州・沖縄各県は除外



クマ被害対策ロードマップ[°]の進捗状況、 関係機関等への注意喚起の実施状況について

令和 8 年 10 月
環境省

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、
「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～（年度）

① 出没時の緊急対応

緊急時における対応体制整備の支援

緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止

放任果樹等の誘引物の管理支援

はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援

ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化

個体数調査・推定（東北） 個体数調査・推定（全国）

調査結果のフォローアップ

個体数管理のための捕獲目標数を精緻化

広域的な管理方針に基づく管理

春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成 等）

⑤ クマの生息環境の保全・整備（安定的な生息環境の確保 等）

⑥ 情報の発信等（国民等に向けたクマへの対応の情報発信 等）

⑦ その他・財政措置に関すること（研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保 等）

● ロードマップ全体の評価 （アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される
（自治体の緊急時の体制の確保率：100％）

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する
（各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100％）

3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる
（自治体のゾーニング管理計画策定率：100％）

■ 関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、
捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況等を把握

データの精緻化を進め、
順応的にクマ対策を実施

【目指す将来像】

夏までに取り組んだこと①

① 出没時の緊急対応に関する取組

- ・ 緊急銃猟ガイドラインの改定、制度説明会の実施
- ・ **緊急銃猟体制構築のための研修会を実施**（3回）
- ・ 交付金の追加配布（捕獲強化のための資機材の増備、ガバメントハンター雇用等）
- ・ クマのはこわなによる捕獲に関するレポートの作成、公表
- ・ 麻酔による効果的なクマの捕獲体制を構築するための参考資料の作成、公表（厚生労働省、農林水産省と連携して実施）



緊急銃猟現地研修会（青森市）

② 人の生活圏への出沒防止に関する取組

- ・ 交付金の追加配布（出沒防止のための資機材購入や放任果樹伐採等）
- ・ 集落支援員による集落点検項目へのクマの誘引物・痕跡等の追加（総務省と連携して実施）
- ・ **堅果類の豊凶調査結果取りまとめ・公表**
- ・ 専門家派遣による自治体の技術支援（プロデータバンク）
- ・ **クマ出沒対策コンサルティング実証事業の実施**



「ドローンを活用した春期管理捕獲」の実施（山形県）

③ 個体数管理の強化に関する取組

- ・ 春期管理捕獲・捕獲の強化に向けた交付金の配布・追加配布
春季管理捕獲では9道県で158頭を捕獲。実施市町村数は109から153に増加
- ・ 東北地方においてクマの**生息状況把握のための個体数調査**を開始
- ・ 環境省交付金を活用したドローン、ICT等新技术を含むクマ対策に関する事例集の作成



調査用の自動撮影カメラの設置

夏までに取り組んだこと②

④人材育成・確保に関する取組

- 体制の拡充
 - 令和8年4月～：専門職員を増員
クマ対策専門官(5名)、広域鳥獣対策専門官(10名)
 - 令和8年7月：市街地クマ出没対策チーム（通称：アーバンベア対策チーム）を立ち上げ
- 交付金の追加配布（自治体の専門的な人材の育成・確保の推進等）
- 自衛隊OB（隊友会）への鳥獣保護管理への協力要請

⑤クマの生息環境の保全・整備に関する取組

- 四国の個体群について、センサーカメラ、GPSによる生息状況調査の実施
- 四国の個体群について、錯誤捕獲時の放獣体制の整備

⑥情報の発信等に関する取組

- 人身被害の分析レポート作成、公表
- 政府広報オンラインによる出没への注意喚起（内閣府政府広報室と連携して実施）
- クマ対策に関する地域コーディネーター等の役割について、地域おこし協力隊や自治体への周知
- 国立公園オフィシャルパートナー等の企業と連携した登山者やインバウンドへの注意喚起



クマ対策特集ページ
（政府広報オンラインより）

夏までに取り組んだこと③

⑦その他・財政措置に関すること

- 国立公園におけるクマ被害対策手引書の作成
- 国立公園の安全対策の強化（キャンプ場における電気柵・フードロッカー等）、ビジターセンター等におけるクマ撃退スプレーレンタルの実施
- 交付金の配布・追加配布（出没情報の共有システム等の構築）
- クマ撃退スプレーに関する推奨される要件取りまとめと公開、消費者への注意喚起
（消費者庁、（独）国民生活センターと連携して実施）
- 市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業の実施
- クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議開催（5/1）
- 地方支分部局での関係省庁連絡会議（春）



登山口における情報提供施設の整備



野生動物対策用のゴミ箱の設置



クマ撃退スプレー注意喚起動画より
（独）国民生活センター提供

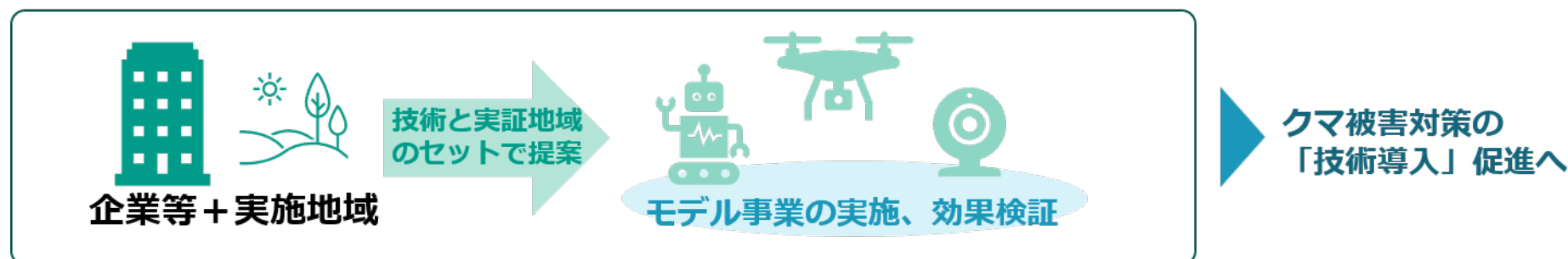
市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業等について



(1) クマ被害対策に係る技術の導入促進

■ 市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業

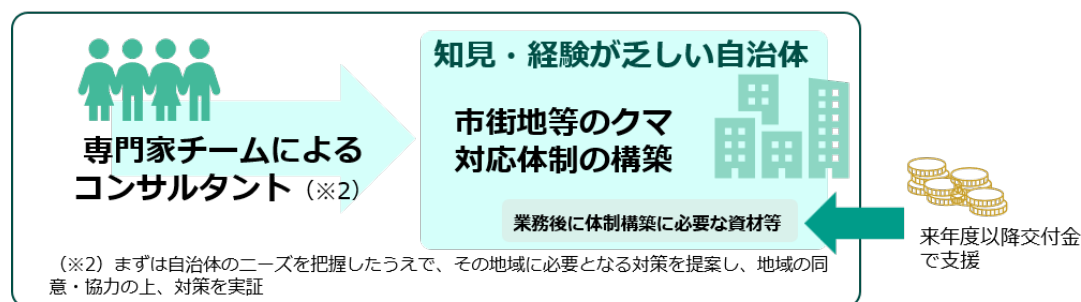
- ◆ 企業等から提案があった技術の活用可能性を検証（クマ対策に活用可能な技術か）



(2) 市街地出沒に備えた安全対策の強化

■ クマ出沒対策コンサルティング実証事業

- ◆ クマ対策の知見・経験が乏しい自治体に対して、その地域に最適な対策を助言・実践できる専門家チームによるコンサルタントを実施。



(※2) まずは自治体のニーズを把握したうえで、その地域に必要な対策を提案し、地域の同意・協力の上、対策を実証

知見・手法の「横展開」へ

秋季に向けた施策強化の予定

■ 引き続き「クマ被害対策ロードマップ」に沿って、秋季の出没増加に備えた緊急対応・出沒防止・情報発信等の取組を強化

①クマ出沒時の緊急対応

- ・緊急銃猟体制構築のための研修会の開催
- ・交付金の追加配布（捕獲強化のための資機材の増備、ガバメントハンター雇用等）

②人の生活圏への出沒防止

- ・クマ出沒対策コンサルティング実証事業の実施
- ・交付金の追加配布（出沒防止のための資機材購入や放任果樹伐採等）

③個体数管理の強化

- ・個体群単位で広域管理を検討する場の構築（広域協議会等の設置）

④人材育成・確保

- ・夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等
- ・鳥獣保護管理法基本指針の改定

⑥情報の発信等

- ・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

⑦その他・財政措置に関すること

- ・地方支分部局での関係省庁連絡会議（秋）

**第2回 東北地方における
ツキノワグマ出沒・被害対策オンラインセミナー**
「出沒が増える秋、その前に。~知っておきたい、この秋のクマのこと~」

【日時】
2026
10.6（火）
13:10-14:50

【参加費】
参加費無料

【開催形式】
オンライン開催(Microsoft Teams)

【事前申込】
事前申込制



秋は、冬眠の前にクマの活動が活発になる季節です。近年は東北の街なかでも出沒が増え、人身被害も深刻になっています。こうした状況を踏まえ、本年6月に開催した第1回に続き、秋の被害を防ぐための第2回セミナーを開催します。熊の5つの機関が連携し、この秋の出沒の見通しや最近の傾向、クマに近づかない・出会わないための備え、各分野の取組事例をご紹介します。

【こんな方におすすめ】
・地域住民
・農林関係者
・建設・工事関係者
・登山・山菜採りをされる方
・観光関係者
・自治体・行政担当者
…クマと出会う可能性のある方

【プログラム（予定）】
第1部 最新の出沒・被害状況（東北環境局）
第2部 高圧誘導クマを起地で作業の際の安心安全の確保について 山崎晃司氏（宮城県自然環境部長、元宮城県農林水産部長）
第3部 身を守るための対策情報（東北環境局）
第4部 現場の取組事例紹介（農地・森林・工事現場、観光地）

【参加申込み】
参加申込みは Microsoft Forms

【二次元コード】 / [URL]
※スマホのカメラ等で読み取ってご登録ください。

主催 東北農政局・東北森林管理局・東北地方整備局・東北運輸局・東北環境局

東北地方では関係省庁連絡会議に合わせて
オンラインセミナーを開催

関係機関等への注意喚起の実施状況（令和8年度）

発出日	注意喚起の内容
4.24	都道府県を通じて、住民、農業者、林業従事者に注意喚起
4.28	環境省と観光庁で連携してクマに関する啓発ポスター（日英）を作成 都道府県に、国立公園におけるクマ対策の実施、出没情報等の収集・発信等、公園利用者に対する適切な情報提供による安全対策の実施を依頼（環境省・観光庁）
5.12	環境大臣閣議後会見において、クマの出没に警戒するよう国民に注意喚起 都道府県に対して、クマの出没対策（特に山菜採り、出没時対応）の徹底を通知 併せて総務省からも都道府県に対して環境省通知について情報提供を実施
5.23～	山菜採りに出かける方々向けの注意喚起として、北海道や東北など、クマの出没情報が多い地域等に新聞一面広告を掲載。 またインターネットに静止画バナー広告を掲載。 （政府広報・環境省）
5.25	国民向けのクマに関する情報をまとめたウェブサイトの公開等 について、都道府県宛てに発信



注意喚起ポスター



新聞一面広告



静止画バナー広告

関係機関等への注意喚起の実施状況（令和8年度）

発出日	注意喚起の内容	
5.29～	児童生徒向けの動画と保護者向けのリーフレットを作成 GIGA端末での配信や地域の小中学校での配布、インターネット動画バナー広告での誘導により発信 （政府広報・文部科学省・環境省）	 児童生徒・保護者の皆さん クマに会わない ためにどうする？ クマ出没時の対策を、家族で確かめましょう。詳しくは▼
8.25	『クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件』と備え方に関する注意喚起資料を公表 SNS、YouTube、国立公園オフィシャルパートナーへのメルマガ等でも発信 （環境省、消費者庁、（独）国民生活センター）	 クマ撃退スプレーの備え方 近年、クマの出没情報数の増加に伴い、人身被害も増えています。クマによる人身被害を避けるためには、クマに出会わないようにすることが最も重要です。一方で、クマ撃退スプレーを備える場合は、事前の確認・準備が必要です。 1 選ぶ際のポイント - クマ用、かつ、撃退用のスプレーを選ぶ - 噴射距離や時間などの性能表示をよく確認する 2 保管・持ち運びなどのポイント - 高温になる場所、こどもの手の届く場所に置かない - 必要とき以外は、「持ち歩かない」、「安全装置を外さない」 3 使用する際のポイント - 事前に使い方を確認し、速に取り出して噴射できるように身に付ける 5～10m程度の距離を置いた状態でクマの顔面（目、鼻）を狙って噴射する 人、テントや荷物などに吹きかけない
8.28	都道府県に対して、柔軟な制度運用の実施や人身被害発生時の情報収集、DNA分析の実施等について注意喚起を発信	クマ撃退スプレー注意喚起ポスター
9.2	（一財）大日本猟友会、（一財）全日本狩猟倶楽部及び都道府県に、狩猟等における事故防止や違法捕獲の防止等狩猟の適正化等への協力を依頼	 消費者庁 環境省 国民生活センター
9.10	政府広報オンライン において、日頃から実践できる対策や、万が一遭遇してしまったときの対処法、クマと人のすみ分けを進める国などの取組の紹介ページを公開	
9.16	多くの外国人観光客が訪れる秋の行楽シーズンを前に、 英語版のクマ注意喚起チラシを作成 各都道府県や観光事業者等へのデータ提供のほか、SNSにより広く発信 （環境省、観光庁）	 HELP BEARS AVOID YOU. CARRY A BEAR BELL. Bears are found in Japan. Most bears in Japan avoid people. Let bears know you're coming. A simple bear bell can help prevent dangerous encounters. 3 SIMPLE THINGS MAKE NOISE: Clap your hands or make noise in areas with limited visibility. CARRY A BEAR BELL: Carry or wear a bear bell so bears know you are nearby. TALK WHILE HIKING: Talk while hiking so bears know you are nearby. IF YOU ENCOUNTER A BEAR DO NOT FEED BEARS: Feeding bears makes bears aggressive and dependent on humans. DO NOT APPROACH BEARS: Keep your distance and back away slowly. Never run. BE RESPONSIBLE IN NATURE: Take all your trash with you. Keep wildlife wild. BEAR SAFETY TIPS: Scan the QR code for more safety tips. BEAR HABITAT IN JAPAN
9.29	都道府県に対して、住民・観光客への注意喚起、関係機関による迅速・安全な対応、誘因物の除去等を徹底するよう依頼	インバウンド向けクマ注意喚起チラシ

「クマ被害対策ロードマップ」の推進状況

○ 都道府県警察・市町村等と連携した出沒時の安全確保

各都道府県警察に対し、熊出沒時における地域住民への広報、情報発信、避難指示、現場周辺における立入規制、警戒活動等による地域住民の安全確保措置について指示

通学路警戒



○ 警察官の装備資機材の整備（令和 7 年度補正）

各都道府県警察において既存の装備資機材を活用してきたところ、さらに受傷事故防止のための防護用装備品計792式を、熊の出沒が多い21道府県に対して順次整備中

防護用装備品



熊駆除の任務に適したライフル銃44丁を新たに整備
（北海道、東北 6 県、新潟県及び長野県に各 4 丁／埼玉県、愛知県、大阪府及び広島県に各 2 丁）

今後の予定

引き続き、クマ被害対策ロードマップを踏まえ、地域住民の安全確保を最優先として、熊による人身被害を防止するための取組を推進

警察による熊駆除体制の確立

- 市街地等における熊の出没事案や深刻な人身被害の状況(※1)を踏まえ、令和7年11月以降、市町村が実施する緊急銃猟に加え、追加的な対応として、関係都道府県警察において、**ライフル銃(※2)を用いて人里に侵入してきた熊を駆除する体制**（熊駆除対応P T）を確立。

(※1)令和7年度の熊による死者数は13人となり過去最多を大幅に更新

(※2)熊を駆除できるようにするため特殊銃に関する国家公安委員会規則を改正（令和7年11月）

- 市街地等における熊被害事案(※3)を認知した場合、熊被害事案の発生状況や市町村のニーズ等を踏まえつつ、個々の状況に応じて**熊駆除対応P T（現場対応ユニット）**が**出動**。

(※3)熊被害事案：市街地等において、熊による人身被害が生じ、又は生じるおそれのある事案

- 地域住民に対する安全確保措置を確実に実施した上で、**警察官職務執行法に基づきライフル銃を使用して駆除**を実施。

＜熊駆除対応P Tの確立状況（令和8年10月2日時点）＞

10都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、警視庁、新潟県及び長野県）

⇒ 他府県においても、熊駆除の任務に従事する上で必要な訓練等を実施した上で、今後の熊の出没状況等に応じて速やかに体制を確立

熊駆除に向けた訓練



総務省におけるクマ被害対策に係る取組

令和 8 年 10 月 2 日

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)

○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

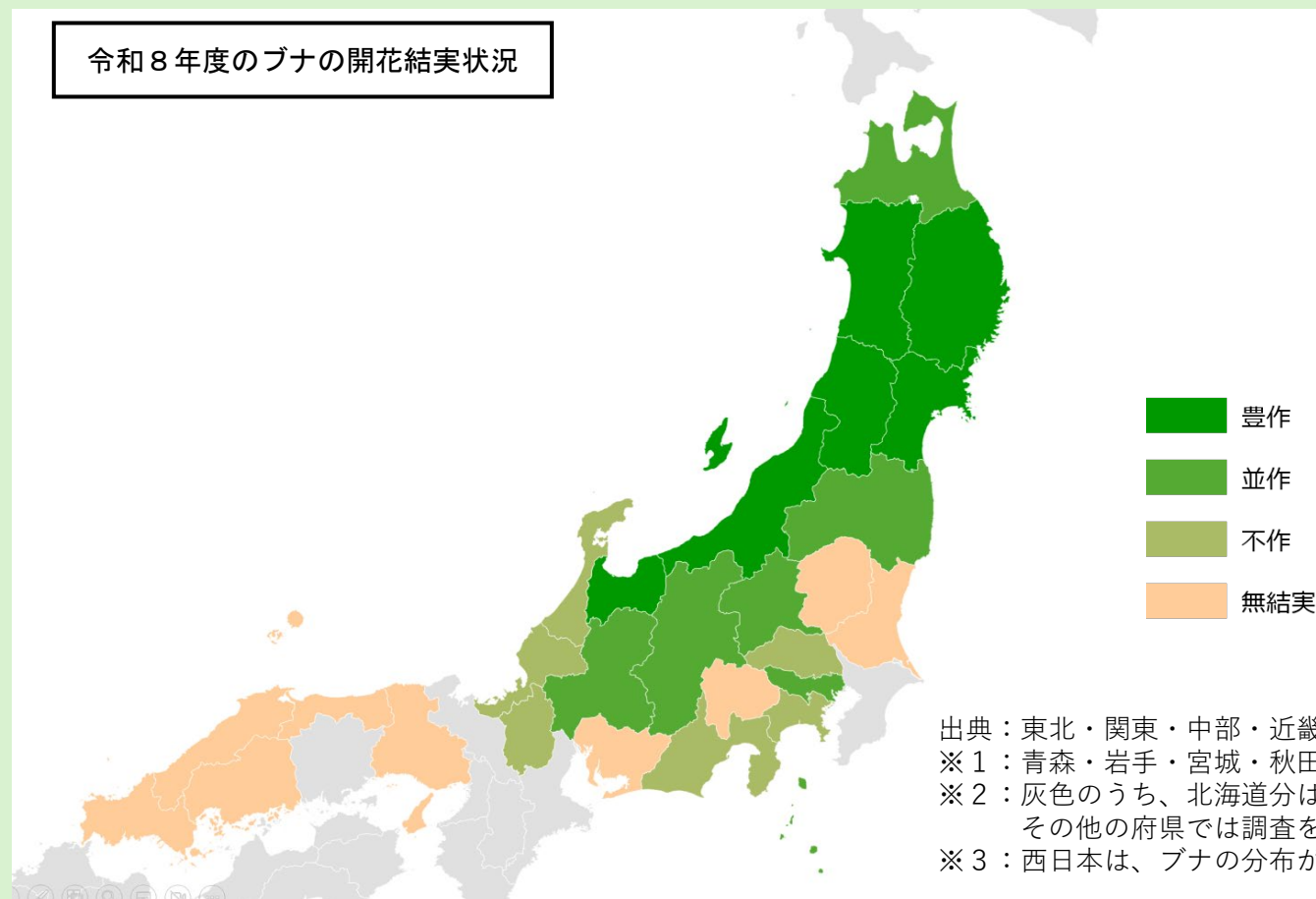


- クマ被害対策の推進にむけて、堅果類の開花結実調査、緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導、出没情報の提供、林業従事者の安全確保等を実施。
- 秋の大量出没に備えた注意喚起の通知について、農林水産省、環境省とともに9月29日に発出。

堅果類の開花結実調査

- ・ クマの出没傾向の参考情報となるブナ等の堅果類の開花結実を関係森林管理局が実施、県等に調査結果を提供

令和8年度のブナの開花結実状況



出典：東北・関東・中部・近畿中国森林管理局の調査
※1：青森・岩手・宮城・秋田・山形は開花状況の結果
※2：灰色のうち、北海道分は道庁が10月上旬に公表予定。
その他の府県では調査を実施していない。
※3：西日本は、ブナの分布が限られ、調査点数が少ない。

緩衝林帯の整備

- 森林整備事業により、出没防止に向け、集落周辺の森林における林縁部の刈払い（緩衝林帯の整備）等を支援
- 秋田県湯沢市をはじめとする15市町村の取組を支援

事業のイメージ



整備前



整備後



整備前

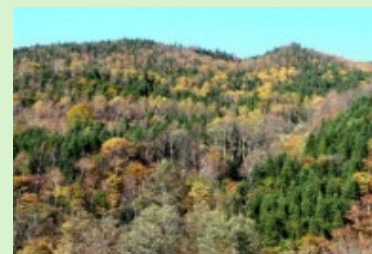


整備後

針広混交林や広葉樹林への誘導

- 生息環境の保全・整備に向けて、人工林を針広混交林や広葉樹林に誘導するための抜き伐りや植栽等を支援

事業のイメージ

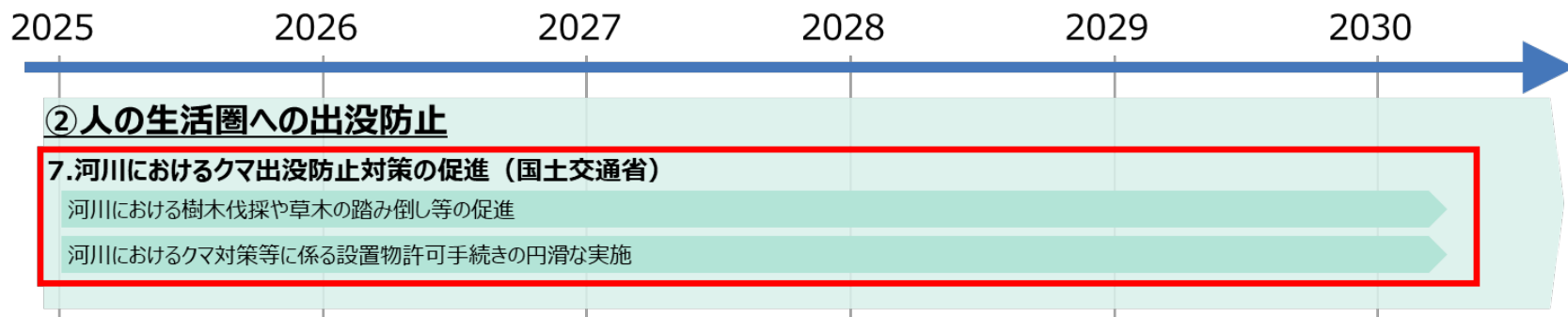


針広混交林



広葉樹植栽

■「クマ被害対策ロードマップ」の進捗



○河川における樹木伐採や草木の踏み倒し

人の生活圏におけるクマの出没を抑制するため、都道府県等と調整し、令和7年11月から令和8年8月にかけて国管理河川37水系をはじめ、都道府県管理河川を含めクマ被害の多い地域を中心に河川の樹木伐採等を実施



○河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

自治体等による河川内へのわな設置等のための河川の占用手続き等を円滑化し、対策を迅速化



河川の樹木伐採等の取組例

■その他の取組の実施状況

- クマの搜索、出没予防等におけるドローンの活用について、国土交通大臣の飛行許可・承認を不要とする特例を設けており、HP等で周知
- 国の管理する道路、河川における日常的なパトロール・巡視等において、クマを発見した場合に市町村等へ通報することで、市町村等が行うクマ出没に関する情報収集を支援

環境省と連携し、ウェブサイトやSNSを通じた多言語による情報発信のほか、駅や観光案内所に多言語ポスターを掲示するなど観光地における情報発信を実施。

①クマ情報ポータルサイト(英・中(繁・簡)・韓)
(日本政府観光局(JNTO)サイト内の国立公園公式ウェブサイト)



Table of Contents

- ▼ ① National Parks: Iconic Natural Environments Overlapping with Bear Habitats
- ▼ ② About Asiatic Black Bears and Brown Bears
- ▼ ③ Preventing Encounters
- ▼ ④ Reducing the Risk of Close Encounters
- ▼ ⑤ Managing Food and Garbage
- ▼ ⑥ Handling Unsuspected Encounters
- ▼ ⑦ What to Do if Attacked

④ Reducing the Risk of Close Encounters



②多言語ポスター(日・英)



クマによる事故等に 遭わないために Preventing Bear Encounters and Incidents

When visiting national parks or other areas where bears are found, please take necessary precautions to avoid encounters. Ensure you have the right gear, familiarize yourself with safety protocols, and always check the latest bear sighting reports before heading out.



③インバウンド向けの注意喚起チラシ



秋の大量出没に備えた注意喚起の実施状況

○環境省と連携し作成したインバウンド向け注意喚起チラシ等を観光関連団体に配布。観光事業者による注意喚起を依頼。

- ▷ 公益社団法人日本観光振興協会
 - 【協会会員】683団体・社
 - ・地方自治体観光部局、観光協会・連盟、観光関係団体、運輸交通、旅行業、観光施設・宿泊施設等

▷ 観光地域づくり法人(DMO)

○JNTOのX・Weibo(英語・簡体字)での注意喚起(インバウンド向け)

Japan Safe Travel (JST) @JapanSafeTravel · 23m
[Safety Tips] Be Bear Aware

Planning to enjoy nature in Japan?
Please follow these safety tips to help avoid encounters with bears:

- Carry a bear bell.
- Talk or make noise while hiking.
- Do not approach bears if you see one.
- Take all your trash with you.

See the image below for more information.
[#JNTOSafetravel](#)



JNTO 安心訪日 Japan Safe Travel
9-19 08:00 来自 微博网页版

【安全提醒】请注意熊类出没

计划在日本享受大自然?
请遵循以下安全提示, 以避免遭遇熊:

- ・ 随身携带熊铃。
- ・ 徒步时保持交谈或发出声响。
- ・ 若发现熊, 切勿靠近。
- ・ 请将所有垃圾带走。

更多详情请参阅下图。

[#JNTOSafetravel](#)

○観光庁HPに「観光客に対するクマへの注意喚起に役立つツール」紹介ページを新設。

クマ対策の「観光ピクトグラム」やインバウンド向け注意喚起チラシ、関連ウェブサイト等に関する情報提供を実施。

観光客に対するクマへの注意喚起に役立つツール

最終更新日: 2025年03月29日

外国人旅行者に向けたクマに関する注意喚起チラシ (英語版)

環境省と連携し、英語版のクマ注意喚起チラシを作成しました。地方自治体等・企業・個人におかわらず、ダウンロードしてご自由に印刷いただけます。該当外国人旅行者への配布や、デジタルサイネージへの掲載などに、ぜひ、御活用ください。

▶ [国語版チラシ\(2025年 日 2025.03.29版\)](#)

▶ [デジタルサイネージ用版\(国語版\)ランゲージ \(2025.03.29版\)](#)

クマ対策の「観光ピクトグラム」

環境省協力のもと、クマ対策の「観光ピクトグラム」を新たに作成しました。以下のHPよりダウンロード可能ですので、ぜひ、御活用ください。

▶ [クマ対策の「観光ピクトグラム」をダウンロードするページ](#)

関連HP

- ・ [国語版](#)
- ・ [JNTO国語版ウェブサイト](#) [英語](#) [中国語](#) [韓国語](#) [日本語](#)

このページに関するお問い合わせ

観光庁 多言語 (海外受入)
電話: 03-5253-8111

○観光庁のXでの注意喚起(観光事業者向け、日本人観光客向け)

観光庁 (Japan Tourism Agency) @Kanko_Jpn · 7m

★旅行中のクマ対策の参考に★

これから秋の行楽シーズンを迎え、多くの海外からのお客様が訪日し、日本の自然を楽しまれると思います。

観光庁では、環境省と連携し、英語版のクマ注意喚起チラシを作成しました。ぜひ、御活用ください。

詳しい情報はこちら



観光庁 (Japan Tourism Agency) @Kanko_Jpn · 3h

【お知らせ】

秋の行楽シーズンを迎え、ハイキングやキャンプなどで山に入る機会が増える時期となります。

クマの生息域に立ち入る際は、

- ・ 事前にクマの出没情報を確認する
- ・ クマ鈴やラジオなどで人の存在を知らせる
- ・ 複数人で行動する

などの対策をお願いします。

[env.go.jp/nature/nationa...](#)

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- 【目的】**：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、
「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る
- 【目指す将来像】**：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～（年度）

① 出没時の緊急対応

緊急時における対応体制整備の支援

緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止

放任果樹等の誘引物の管理支援

はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援

ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化

個体数調査・推定（東北） 個体数調査・推定（全国）

調査結果のフォローアップ

個体数管理のための捕獲目標数を精緻化

広域的な管理方針に基づく管理

春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成 等）

⑤ クマの生息環境の保全・整備（安定的な生息環境の確保 等）

⑥ 情報の発信等（国民等に向けたクマへの対応の情報発信 等）

⑦ その他・財政措置に関すること（研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保 等）

● ロードマップ全体の評価 （アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される
（自治体の緊急時の体制の確保率：100%）
2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する
（各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%）
3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる
（自治体のゾーニング管理計画策定率：100%）

【目指す将来像】

■ 関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、
捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況 等を把握

データの精緻化を進め、
順応的にクマ対策を実施

クマ被害対策パッケージ策定

進捗管理と目標

● 2026年度～2030年度：

■ 関係閣僚会議や関係省庁会議を毎年開催し、進捗を管理

○ 進捗管理の指標により、毎年の取組進捗を把握

【指標】 対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数
ゾーニング管理計画の策定状況 等

○ 数値による進捗管理が困難な対策は定性的に状況を把握

データの精緻化を進め、順応的にクマ対策を実施

● 2030年度：ロードマップ全体の評価（アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域※の自治体において緊急的な対応体制が確保される※※

→ 自治体の緊急時における対応体制の確保率：100%

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

→ 各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%

3. 恒常生息域※の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

→ 自治体のゾーニング管理計画策定率：100%

● 2031年度以降：目指す将来像（アウトカム目標と指標）

クマ出沒時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守る

→ 人の生活圏からクマを排除（クマの生息メッシュ数を指標として評価）

※クマが複数年に渡って確認（目撃・痕跡が発見・捕獲等）されている地域

※※クマの追い払いや捕獲を実施する人材が確保された上で、クマ出沒に備えた対応訓練を実施済みである、
または、クマ出沒時のマニュアル等を整備済みである状態を、“対応体制が確保されている”と判断する

暫定的な捕獲目標数

- 捕獲目標数の考え方： 人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
 - ・ 北海道 : 12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
 - ・ 東北、関東、中部 : 自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
 - ・ 近畿、中国 : 令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）を乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理
- ※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の 暫定的な捕獲目標数	2030年度の 暫定的な 目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の 総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定

※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない

※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

自治体職員と資機材の目標

- クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数:2,500名（現在の約3倍）
 - 資機材
 - はこわな : 10,000基（現在の約2倍）
 - クマ撃退スプレー : 20,000本（現在の約3倍）
- ※目標年度はいずれも2030年度

	配置・整備の目標	算出方法
クマの捕獲作業等※に従事する自治体職員数	2,500 名	現在の人員・資機材の状況や今後のニーズについて自治体にヒアリングを行い、その結果を踏まえて算出
はこわな数	10,000 基	
クマ撃退スプレー数	20,000 本	

※クマの捕獲作業等は、自治体職員に限らず、猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等の協力を含め、地域の実情に応じた体制を構築することが重要

■（参考）令和8年3月の自治体職員や資機材の整備状況※

クマが生息する市町村数	クマの捕獲作業に従事する自治体職員数	はこわな数	クマ撃退スプレー数
849	784	5,527	7,093

※クマが生息する37都道府県に対し、令和8年2～3月に照会した結果を集計

① 出没時の緊急対応

2025

2026

2027

2028

2029

2030

① 出没時の緊急対応

1. 緊急銃猟制度の着実な理解促進（環境省）

緊急銃猟制度の現地研修会等の開催

緊急銃猟の実施事例の共有・緊急銃猟ガイドラインの改訂等による情報の周知

制度の周知

2. 自治体の緊急対応体制整備への支援（環境省）

必要な体制の検討や把握

出没対応訓練実施・出没時のマニュアル整備の支援

交付金による支援を充実

安全装備等の必要な資機材の購入等の
自治体の体制整備の集中支援

緊急時における対応体制の維持・向上の支援

3. 学校における安全対策の強化（文部科学省）

事務連絡の発出・
緊急連絡会議の開催

専門家等の派遣、教職員等の研修等

4. 農林業現場における人身被害防止の徹底（農林水産省・林野庁）

農林作業中の安全確保の徹底を周知

必要な資機材の整備支援

5. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

6. 麻酔を用いた捕獲方法に関する情報提供（環境省）

麻酔を用いた事例の
レポート作成と周知

普及、事例収集と発信

7. 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保及び警察官の装備資機材の整備等（警察庁）

都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保

警察官の装備資機材の整備等

②人の生活圏への出没防止

2025

2026

2027

2028

2029

2030

②人の生活圏への出没防止

1. 出没防止対策にかかる専門家派遣（環境省）

自治体向け専門家派遣の実施・技術支援

2. 人の生活圏への出没防止対策への支援（環境省・農林水産省・林野庁）

はこわなやクマ撃退スプレー等の整備の支援

放任果樹等の誘引物の管理支援

出没防止対策が遅延している
自治体の支援強化

自治体等が行う出没防止対策（緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、ICT機器の活用等）の支援

3. 人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化（環境省）

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」改定

「クマ類の出没対応マニュアル」を改定

普及啓発

クマの特定鳥獣管理計画の改訂や新規作成の支援

4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）

ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発

自治体のゾーニング管理計画の作成支援

計画策定遅延自治体を集中支援

5. 堅果類の豊凶の把握・情報発信（環境省・林野庁）

堅果類の開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期の情報発信を実施

クマの餌資源に関係した出没要因の解明と出没防止対策の研究

研究結果の周知及び普及啓発

6. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）〔再掲〕

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

7. 河川におけるクマ出没防止対策の促進（国土交通省）

河川における樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進

河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

8. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

③個体数の管理強化

2025

2026

2027

2028

2029

2030

③個体数の管理強化

1.全国的な個体数調査・個体数推定の実施（環境省）

個体数調査や個体数推定
の設計・企画

東北地域の調査・個体数
推計を実施

全国で個体数調査と個体数推定を実施

調査結果のフォローアップ

クマの生息分布図を作成

2.個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化（環境省）

暫定的な捕獲目標を設定

個体数調査結果をもとに、捕獲目標数や適正個体数を順次精緻化

「特定鳥獣保護・管理計画
作成のためのガイドライン（ク
マ類編）」を改定し、
新たな個体数水準、目標設
定の考え方を明示

都道府県の特定鳥獣保護・管理計画の改定を支援

改定された特定鳥獣保護・管理計画に基づく管理

個体群単位で広域管理を検討する場の構築
（広域協議会等の設置）

広域的な管理方針に基づく管理
必要に応じて広域的な管理指針の見直し

個体数調査や推定を踏まえた広域的な管理方針の検討

3.クマの個体数管理のための支援（環境省・農林水産省）

自治体を実施する個体数管理（市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化）の支援

4.春期のクマの捕獲の推進、農業集落に出没する個体の捕獲強化等による個体数削減・管理（環境省・農林水産省・総務省）

春期捕獲実施道県へ
の支援強化
（環境省・総務省）

2026年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2027年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2028年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

2029年春
期捕獲

春期捕獲事例
取りまとめ、情
報共有・研修

捕獲単価の大幅な増額等のクマ特別対策による農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化の支援（農林水産省）

5.ICT機器等を活用した対策支援（環境省・農林水産省）

わなの見回り負担軽減等に資するICT機器の活用を支援

ICTやドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援

6.捕獲個体の処理対策支援（環境省）

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の支援

クマの捕獲個体の運搬や埋設等の処理の優良事例収集・捕獲から処理に至るまでの対応をパッケージ化・情報提供

④人材育成・確保

⑤クマの生息環境の保全・整備

2025

2026

2027

2028

2029

2030

④人材育成・確保

1.地方環境事務所等の体制強化（環境省）

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官の配置・強化

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官による自治体の支援（広域管理に向けた協議会における検討等）

2.鳥獣保護管理に関する基本指針に人材育成、確保の方針を明確化（環境省）

基本指針を改定し、自治体における人材の配置や育成の方針を明確化

人材の配置や育成に関する優良事例整理や情報共有

基本指針を踏まえ、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改正

3.自治体の専門的な人材の育成・確保の推進（環境省・農林水産省）

自治体のクマ対策を担う人材（専門家・コーディネーター・ガバメントハンター等）の雇用や育成を支援

遅延自治体を集中支援

4.高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成（環境省）

認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を推進

5.捕獲技術者の育成支援（環境省・農林水産省）

ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会実施等への支援

大学と連携し、野生動物管理教育コア・カリキュラムによる人材育成

農林大学校における狩猟免許取得に向けた研修の実施への支援

6.自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請（環境省・防衛省・警察庁）

関係省庁で協力し、自衛隊・警察OB等への協力要請を実施

自衛隊・警察のOB等向けの研修等の開催

⑤クマの生息環境の保全・整備

1.クマの安定的な生息環境の確保（環境省）

鳥獣保護区等の適切な設置・管理

2.針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援（林野庁）

抜き伐りや植栽による針広混交林や広葉樹林への誘導等、病虫害被害の防除を実施

3.絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

生息状況の把握、生息環境の保全、人とクマとの軋轢の防止の支援

⑥情報の発信等 ⑦その他・財政措置に関すること

2025

2026

2027

2028

2029

2030

⑥情報の発信等

1. インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信（環境省・観光庁）

地域におけるクマの出没情報の収集体制構築、
情報発信媒体の作成

出没情報や注意喚起の発信等の実施・強化

2. 森林の巡視によるクマ目撃情報の提供（林野庁）

巡視とクマの目撃情報の提供を継続

3. 国民等に向けたクマへの対応の情報発信（環境省）

適切なクマ撃退スプレーの選択に関する情報やクマの行動特性や遭遇時の対応に関する信頼性のある情報を発信

人身被害の状況分析、情報収集体制の構築と維持

クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

⑦その他・財政措置に関すること

1. クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進（環境省）

ICTやドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法の技術開発支援

環境研究総合推進費等による、効率・効果的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究や技術開発の推進

2. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）〔再掲〕

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・
マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・
フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

3. 交付金による速やかな支援・交付金の対象経費等の周知（各省庁）

クマ対策予算の増額
（直轄予算・交付金）

クマ対策に必要な予算の確保・自治体支援等

4. クマの捕獲等に要する経費について特別交付税措置（総務省）

地方自治体負担分に対する特
別交付税措置を創設・拡充

地方自治体負担分（補助裏・地方単独）に対し、特別交付税措置



令和 8 年度のクマの動向等

令和 8 年10月
環境省

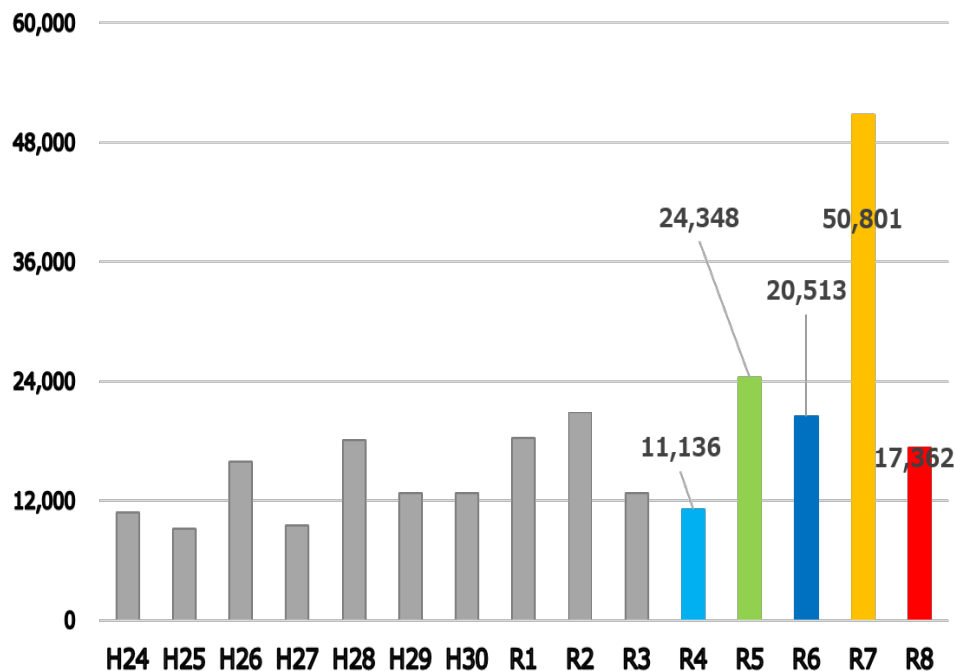


出沒情報数：ツキノワグマ（全国）

- 令和8年度の4～7月の出沒情報数は過去5年間で最多となった。令和5年度以前と比較すると出沒情報数はとても多い水準である※1。
- 令和8年度の出沒情報数は例年の傾向と同様に6月にピークを迎え、その後、減少する傾向にある。

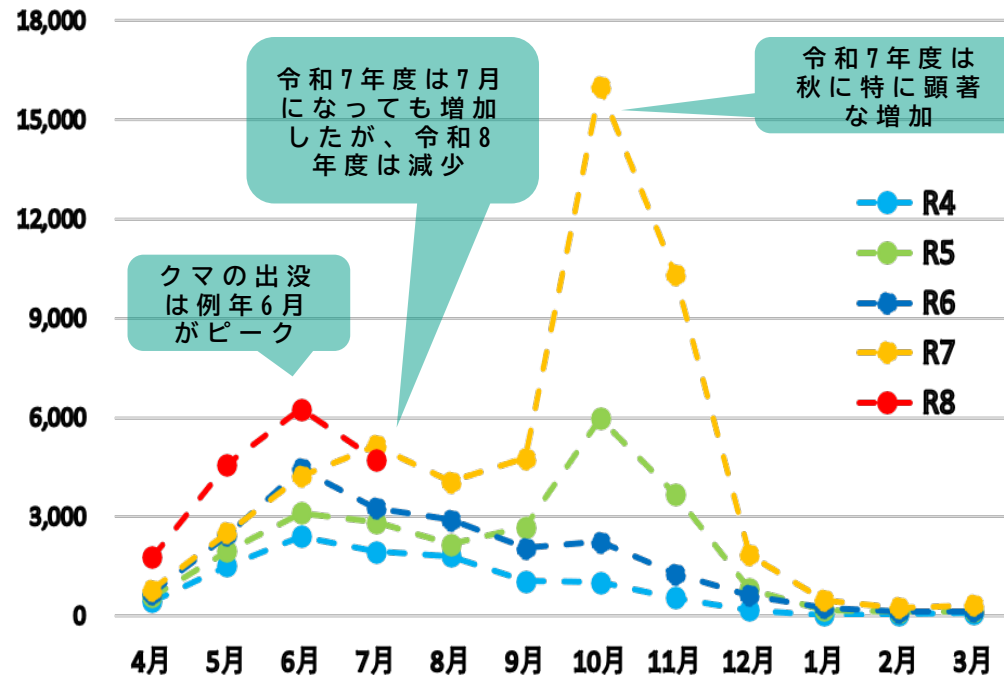
※1：出沒情報数は同一個体が複数回確認されること、住民の関心の高さ等に影響されることに留意が必要である

出沒情報数（年度別）



（令和8年度の数値は7月末時点）

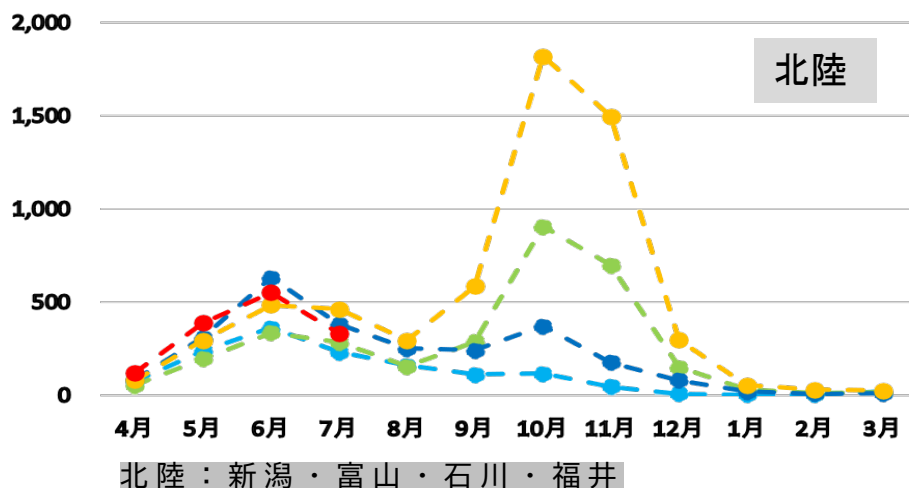
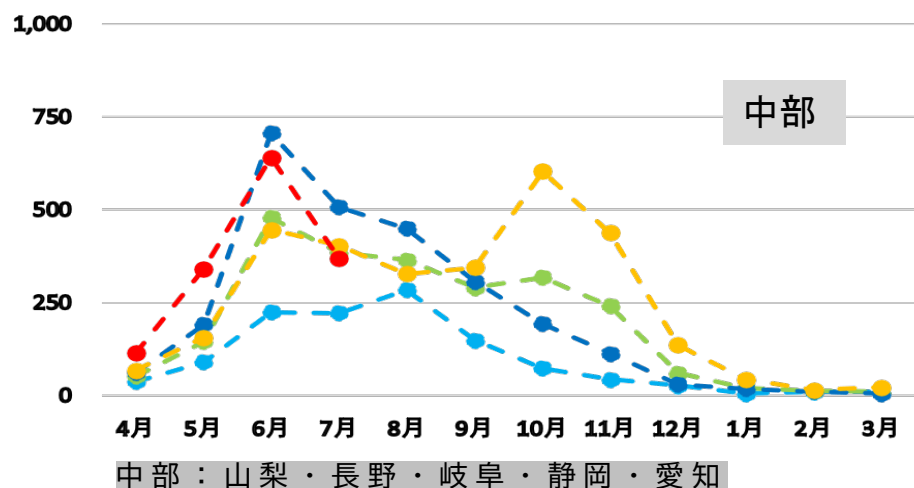
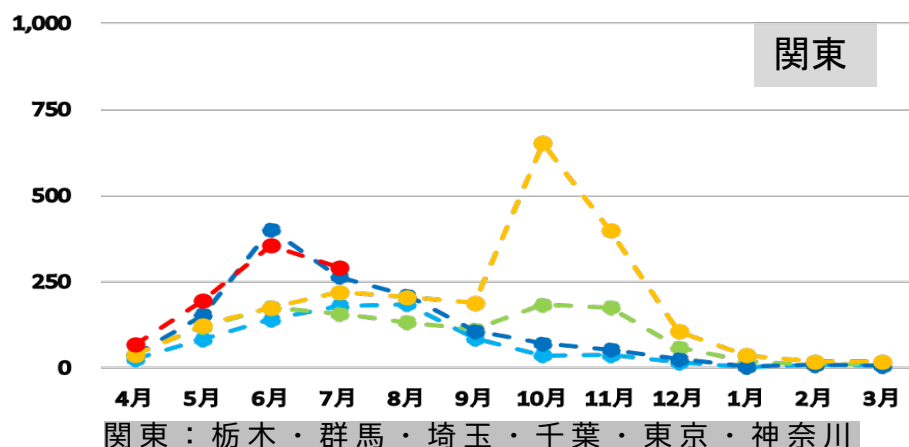
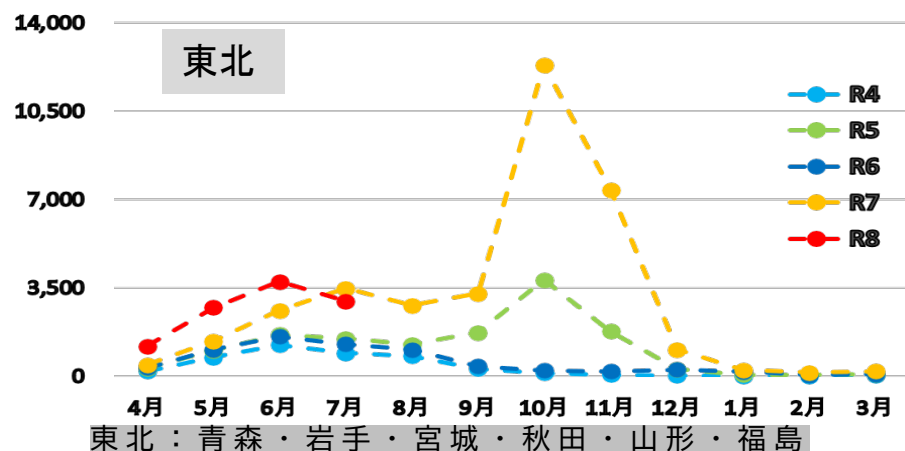
直近5年の出沒情報数（月別）



（令和8年度の数値は7月末時点）

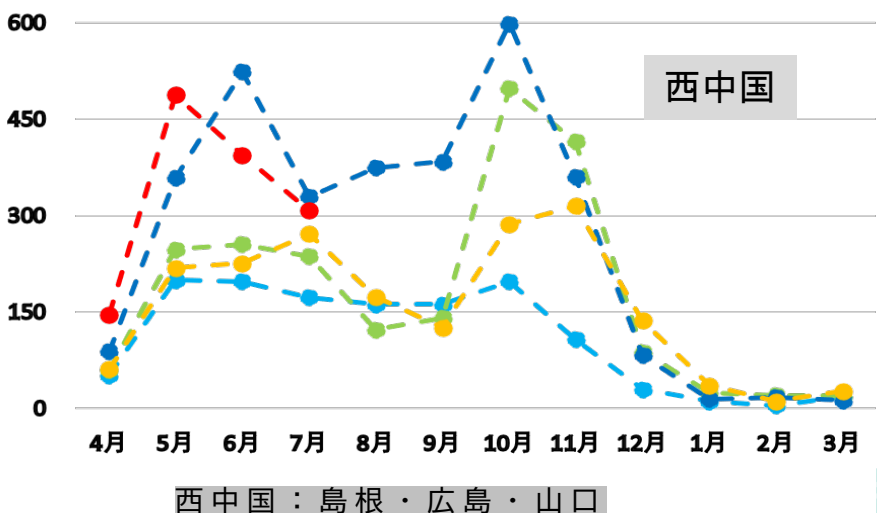
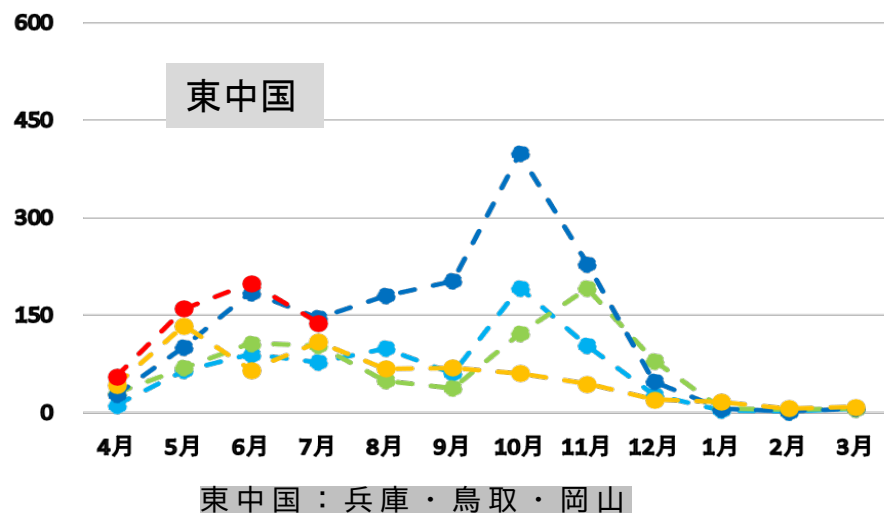
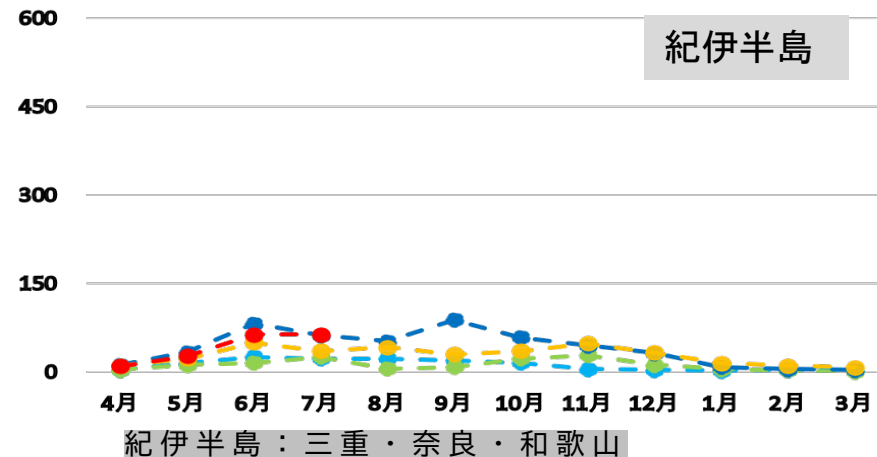
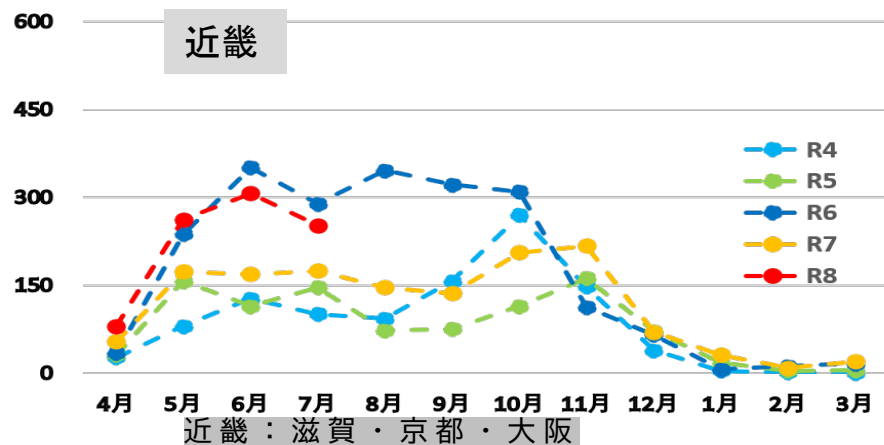
出沒情報数：ツキノワグマ（東北・関東・北陸・中部）

- 令和8年度は、出沒情報数が例年と比べて特に多い傾向にあるが、7月末時点では秋の顕著な出沒情報数の増加がなかった令和6年度と同様の傾向を示している。



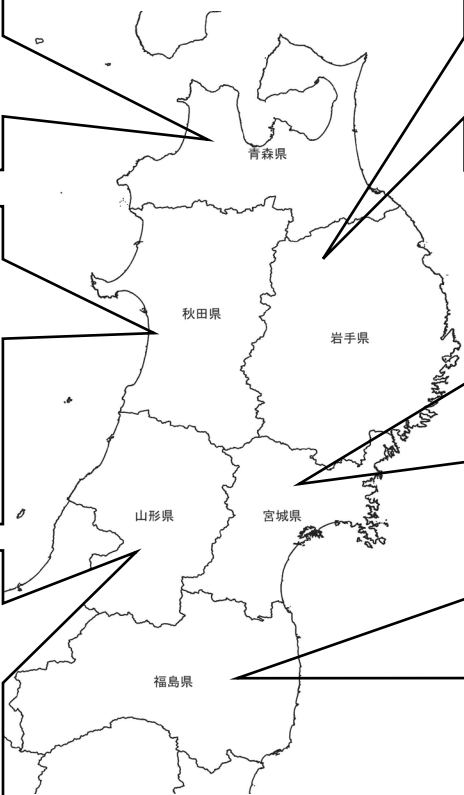
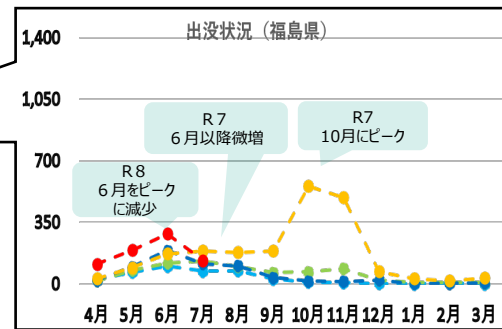
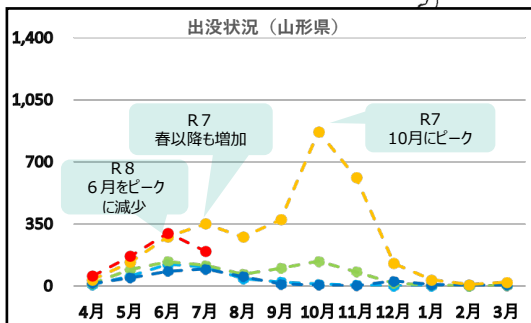
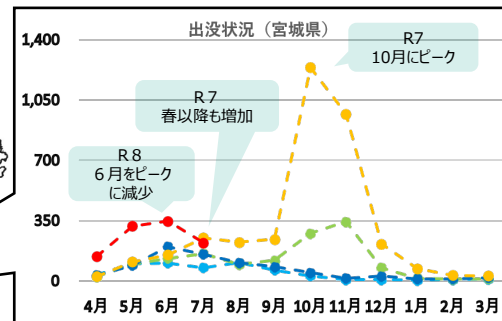
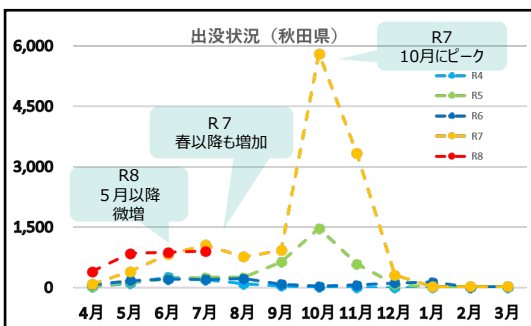
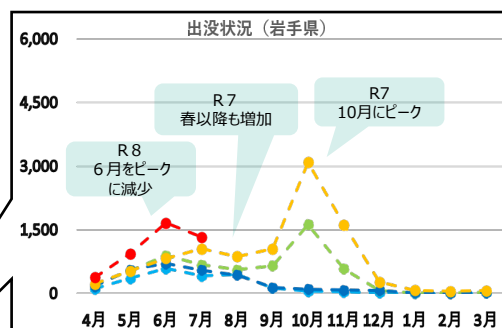
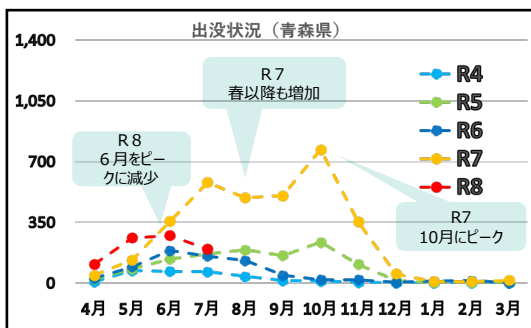
出没情報数：ツキノワグマ（近畿・紀伊半島・東中国・西中国）

- 近畿・紀伊半島・東中国・西中国では、4～7月の出没情報数は過去5年の中で令和6年度又は令和8年度の出没情報数が最多となっている。
- 令和8年度の出没情報数は、概ね令和6年度と同様の傾向にあった。



ツキノワグマの出没状況（東北地方）

- 令和8年度は、出没情報数は過去5年と比較して多い傾向にあるが、**6月をピークに減少**しており、例年と同様の傾向を示した。
- 令和7年度は、**例年以上に春先から夏にかけて多く出没し、秋には過去5年の中で最多出没情報数**となった。
- **令和5年度と令和7年度の東北での秋の出没情報数の増加は、堅果類の凶作の影響による可能性が考えられる。**



東北地方 ブナの結実状況の比較
(令和8年は開花状況)

都道府県	令和6年	令和7年	令和8年
青森県	豊作	大凶作	並作
岩手県	並作	大凶作	豊作
宮城県	豊作	大凶作	豊作
秋田県	並作	大凶作	豊作
山形県	並作	大凶作	豊作

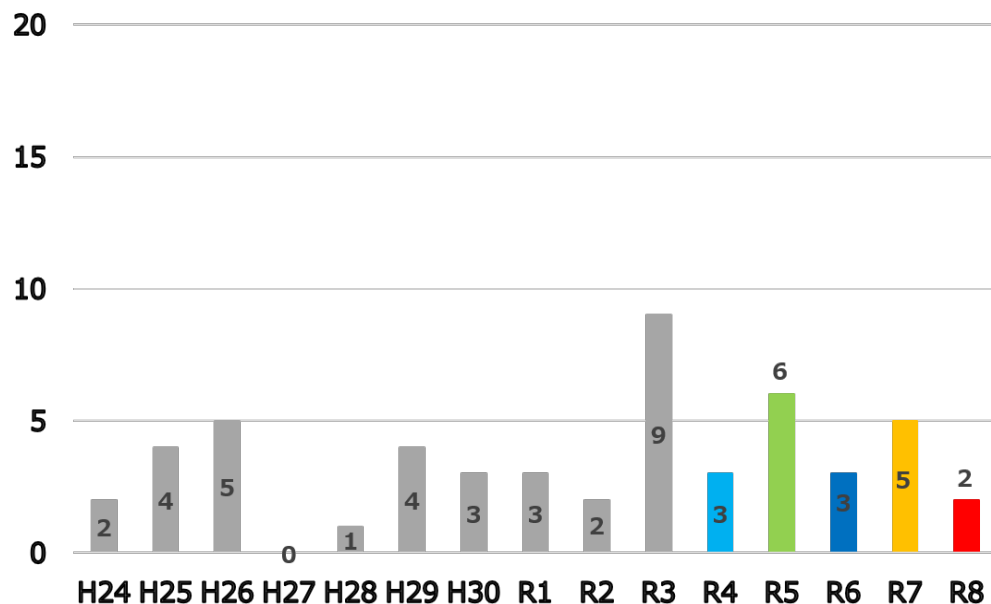
福島県（全体）堅果類の結実状況の比較
(令和8年は開花状況)

種類	令和6年	令和7年	令和8年
ブナ	並作	凶作	豊作
ミズナラ	豊作	凶作	並作
コナラ	並作	凶作	豊作

人身被害件数：ヒグマ

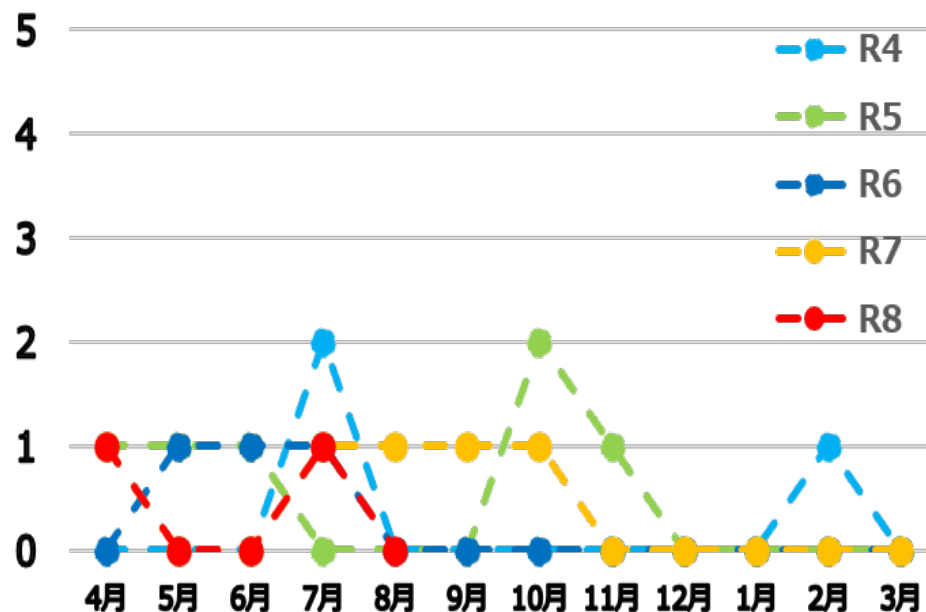
- 例年と比較して顕著な増加はなかった。
- 令和7年度の被害は7～10月の夏～秋に発生した。

ヒグマによる人身被害件数



(令和8年度の数值は8月末時点)

直近5年の人身被害件数（月別）

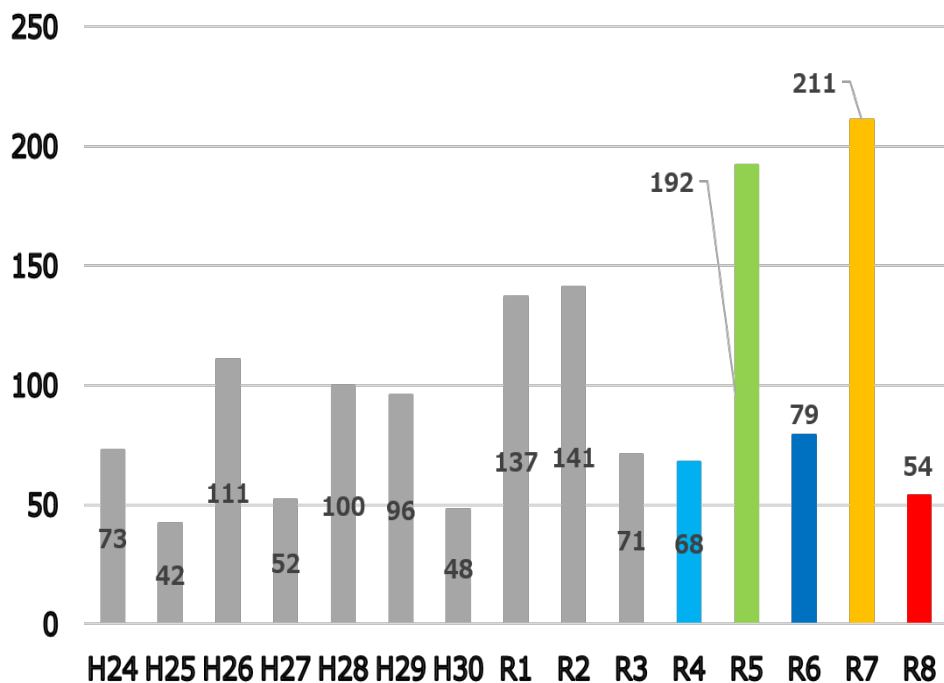


(令和8年度の数值は8月末時点)

人身被害件数：ツキノワグマ

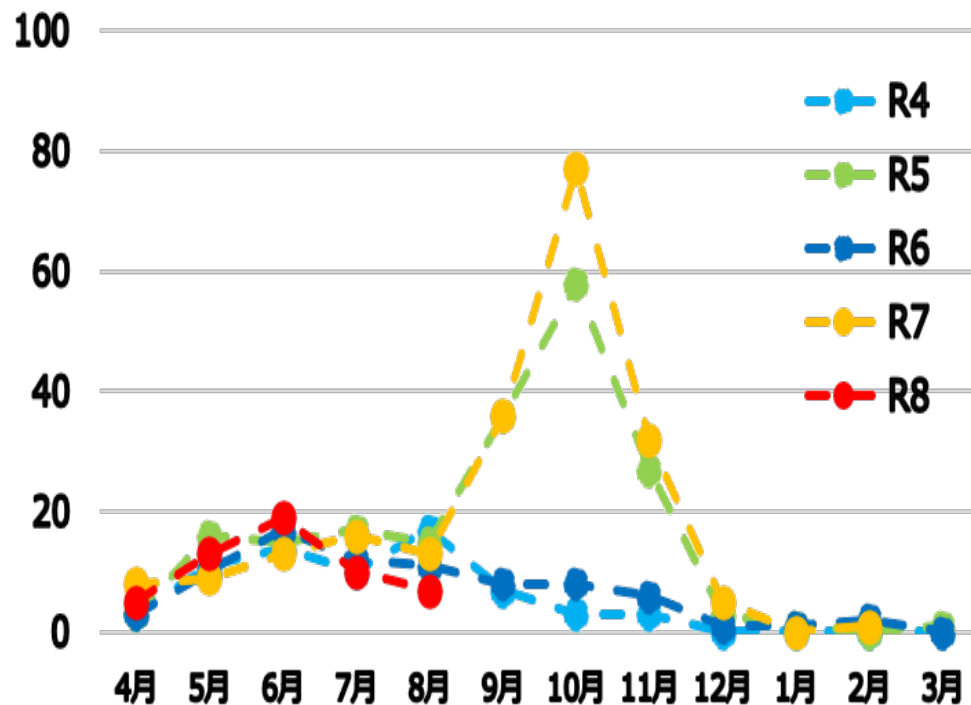
- 令和8年度は8月末時点では例年と同様の傾向にあった。
- 令和7年度は、過去5年間で最も人身被害件数が多かった。
- 令和5年度と令和7年度は秋に人身被害が急増したが、令和6年度は秋に人身被害が増加する傾向は見られなかった。

ツキノワグマによる人身被害件数



(令和8年度の数値は8月末時点)

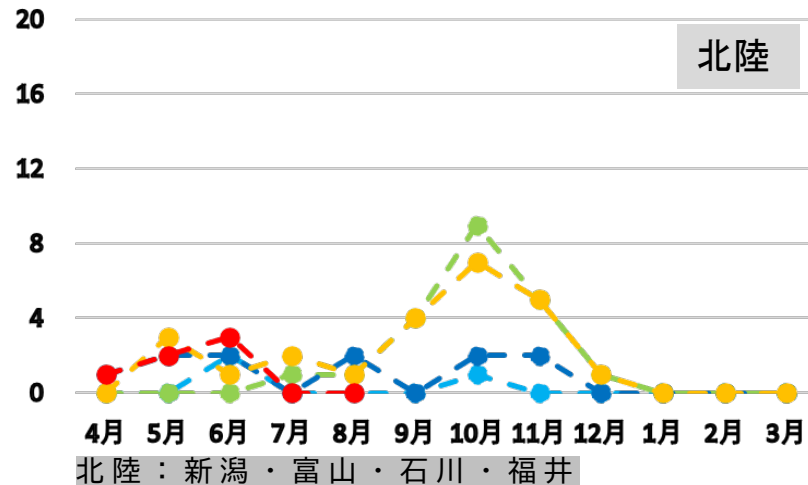
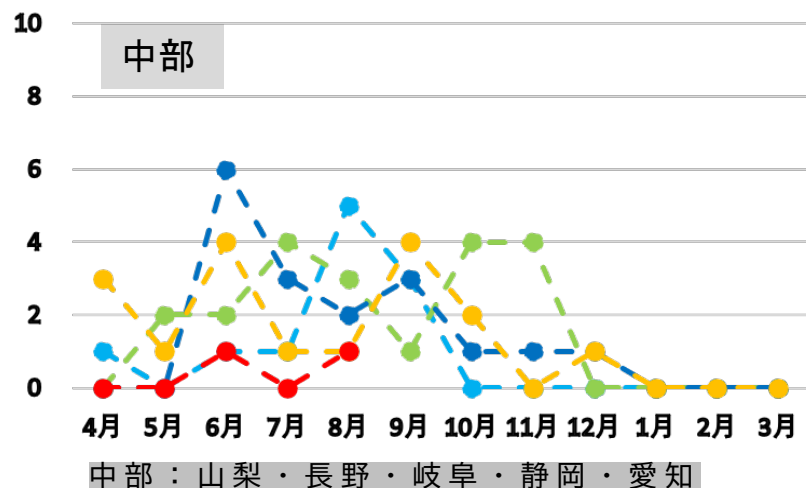
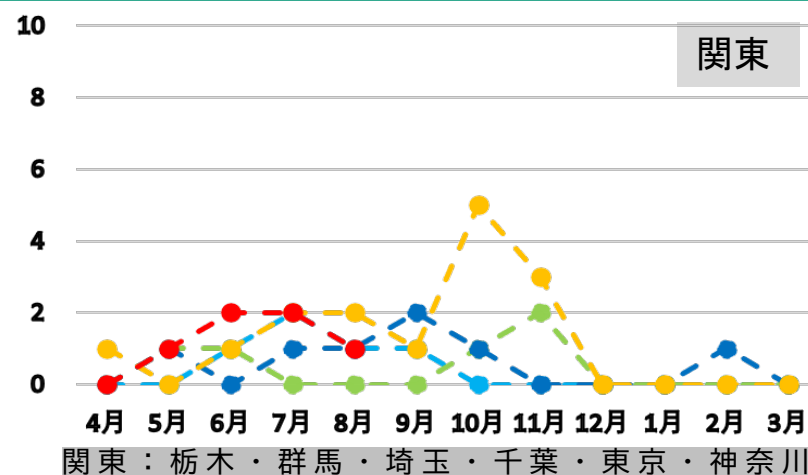
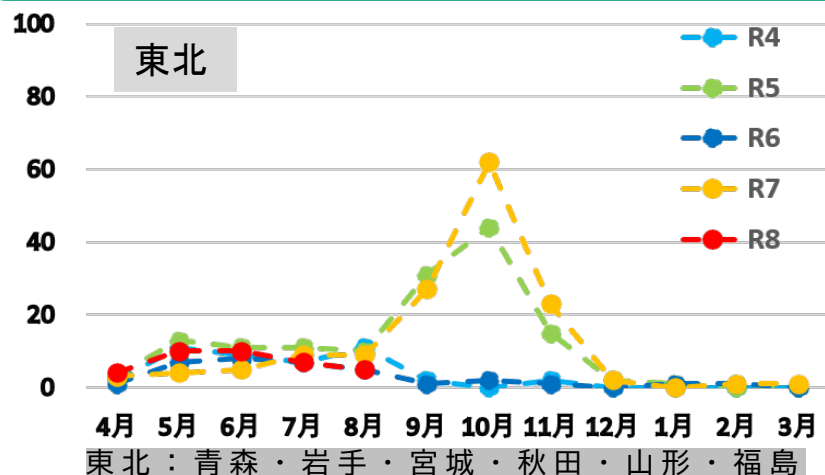
直近5年の人身被害件数（月別）



(令和8年度の数値は8月末時点)

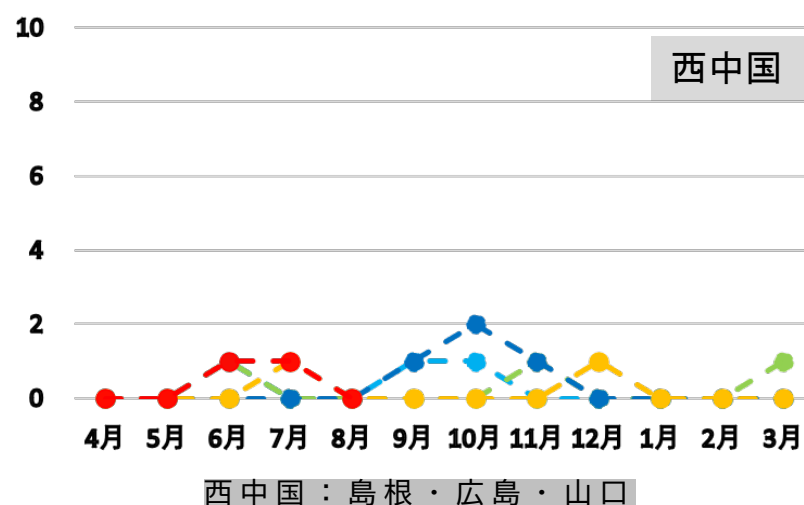
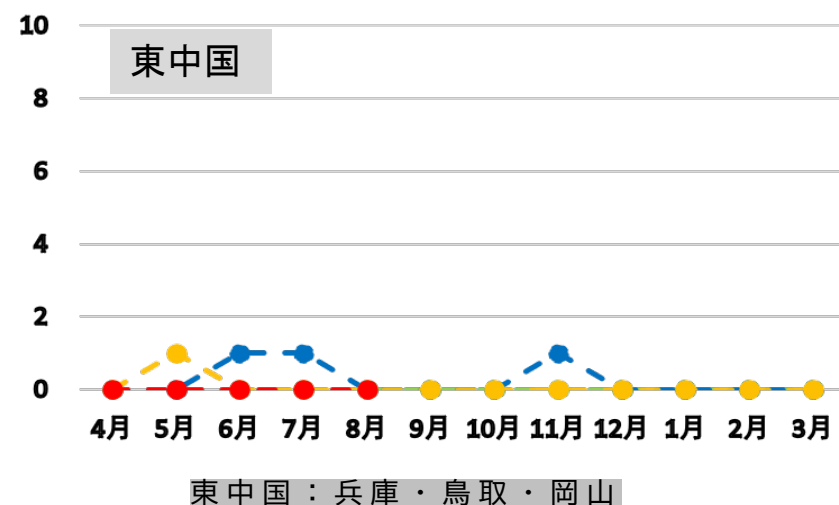
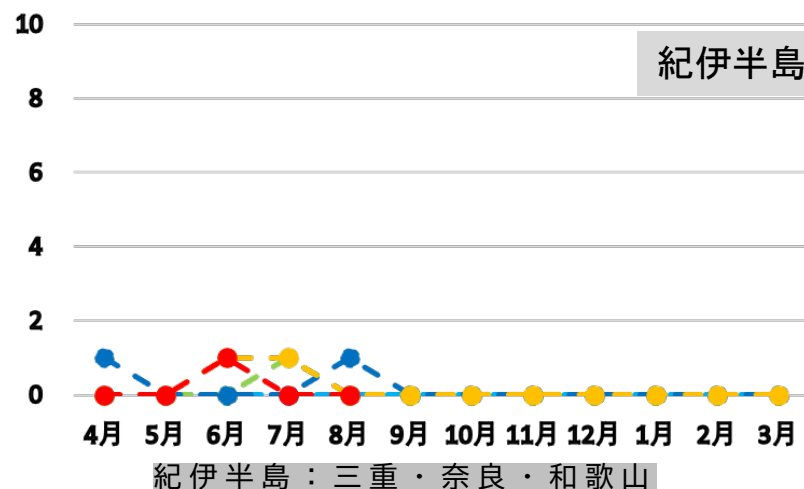
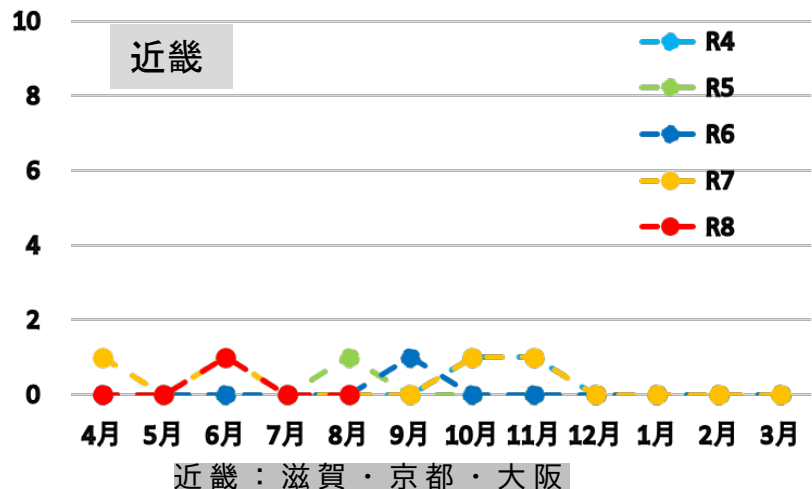
人身被害件数（月別）：東北・関東・北陸・中部

- 令和8年度の被害件数は、関東地方で6～7月に多かったが全体として例年並み～例年より少なかった。
- 令和5年度と令和7年度は、8月以降に東北、北陸地方において増加傾向であった。また、令和7年度は、関東地方でも被害件数が例年より多くなった。



人身被害件数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

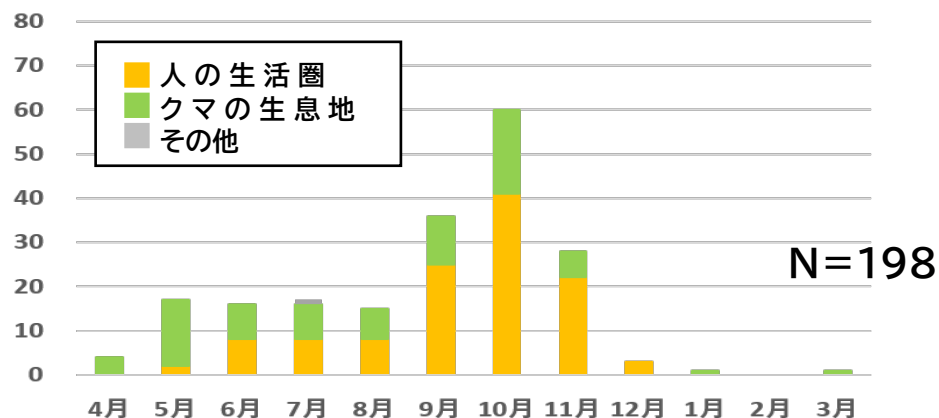
○ 例年と比較して出没情報数は多かったが、人身被害件数の顕著な増加はなかった。



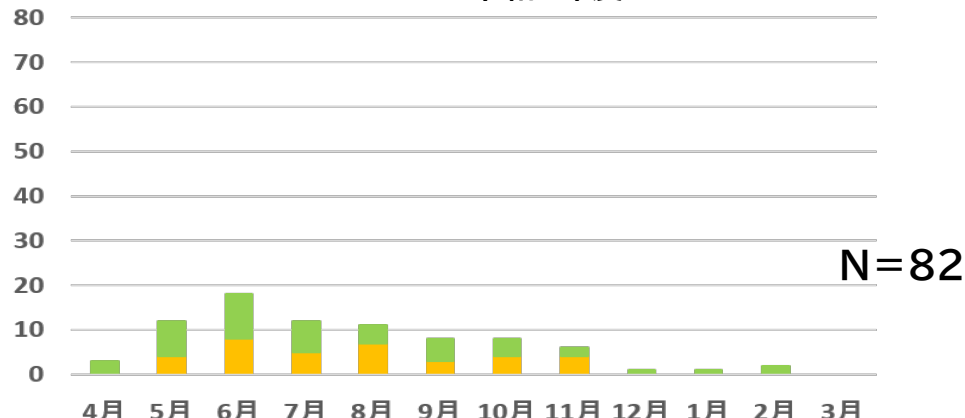
人身被害発生場所：クマ（令和5～8年度の比較）

- 令和8年度の8月末までは、令和6年度と同様の傾向を示しており、6月以降のクマの生息地での比較して人の生活圏での被害の割合が低い傾向にあった。
- 秋に大量出沒があった令和5・7年度は、9月以降、人の生活圏で被害の割合が高い。

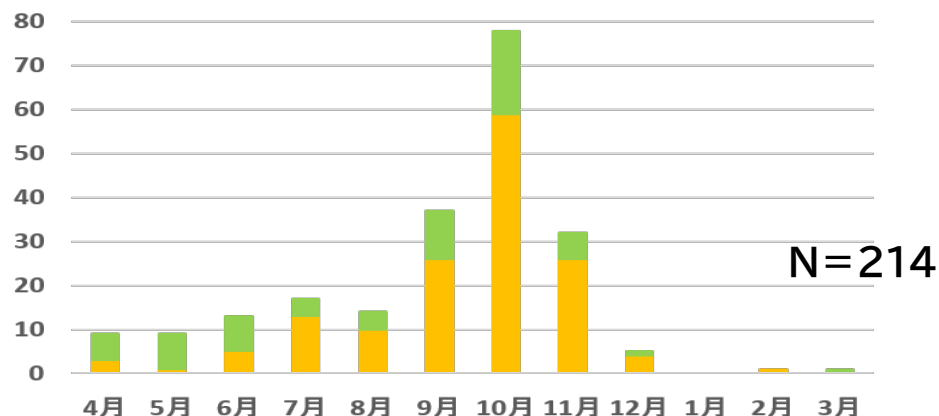
令和5年度



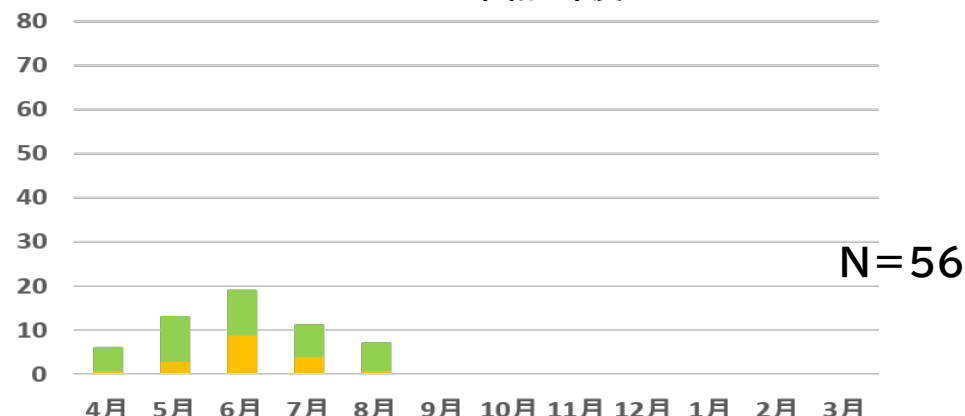
令和6年度



令和7年度



令和8年度

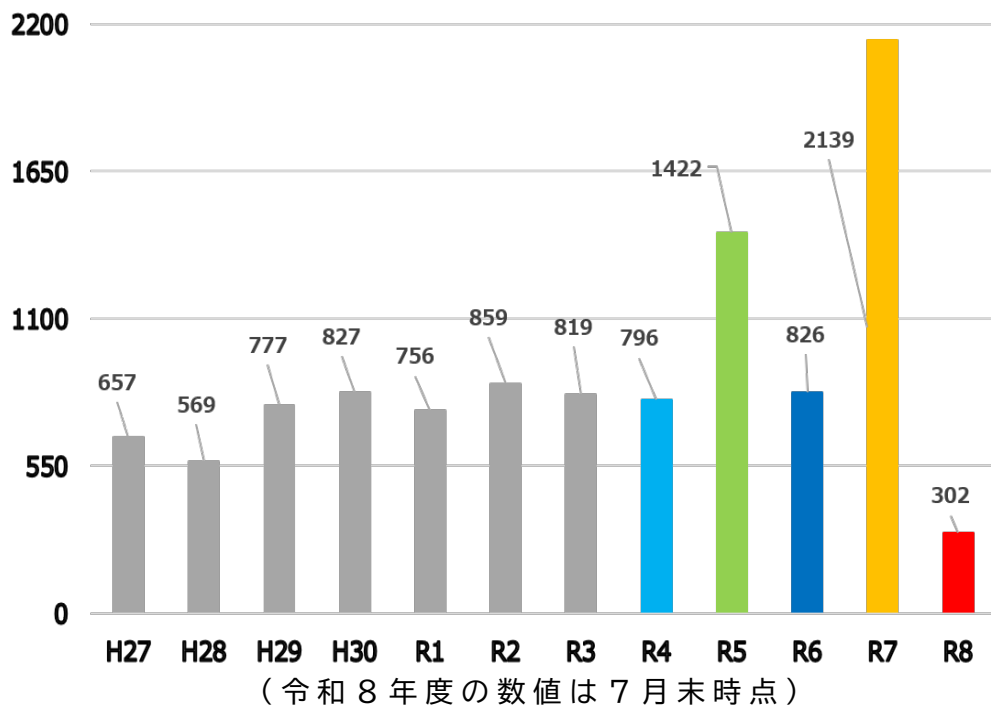


■ 人の生活圏：市街地や人家周辺、事業所、公園、農地、道路を「人の生活圏」とした
■ クマの生息地：森林内にある事業所や森林、河川敷（上流部を含む）を「クマの生息地」とした
■ その他

許可捕獲数：ヒグマ

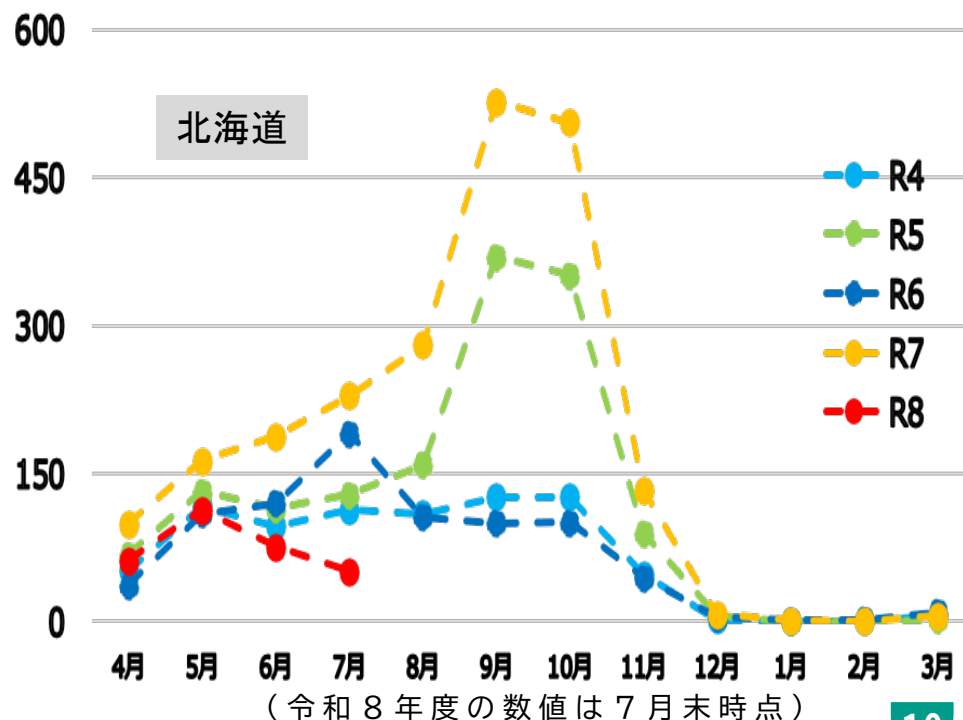
- 令和8年度の許可捕獲数は例年並みか少ない状況であった。
- 令和7年度の許可捕獲数は、直近で多かった令和5年度よりも総捕獲数及び月別の捕獲数も多い傾向となっている。

ヒグマの許可捕獲数



(許可捕獲数は非捕殺数も含む)

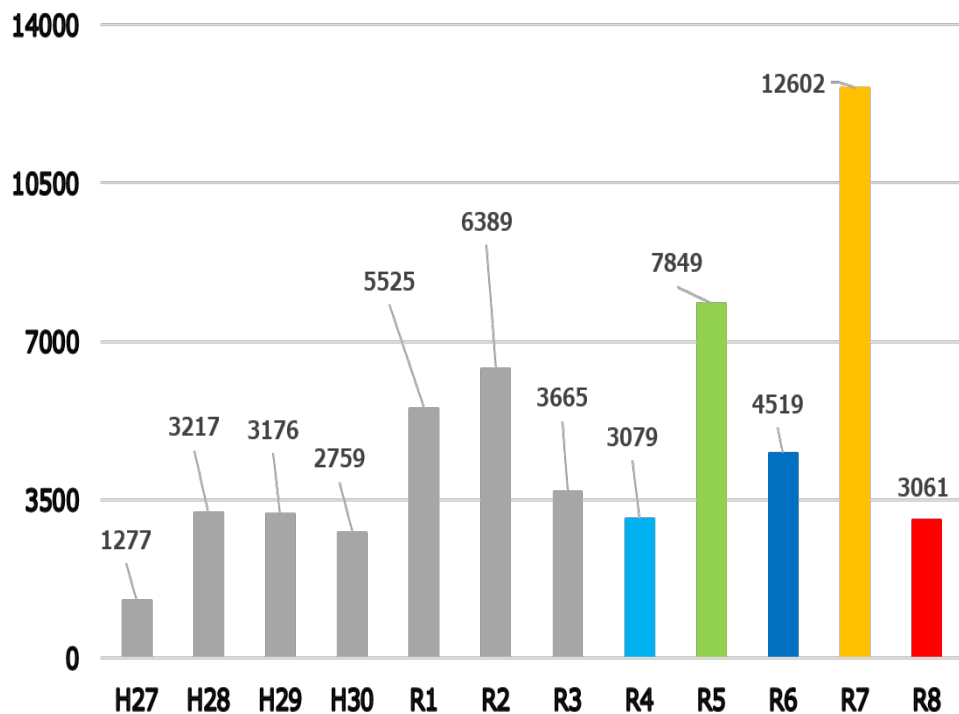
直近5年の許可捕獲数（月別）



許可捕獲数：ツキノワグマ

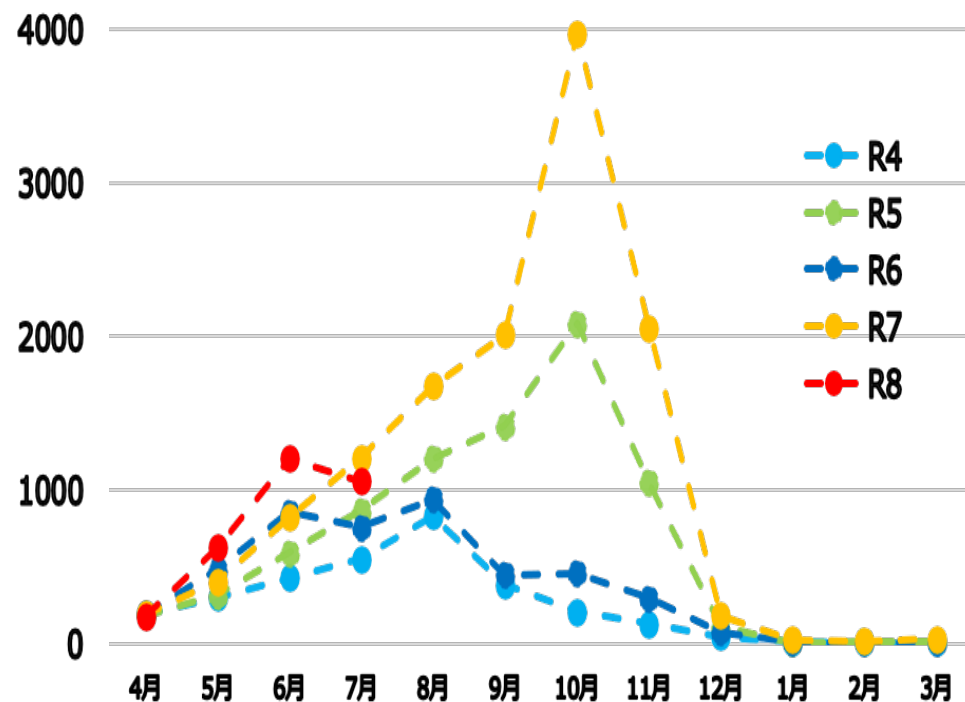
- 令和8年度の許可捕獲数は、令和7年度の7月末時点と比較して約16%（約400頭）増加した。
- 令和7年度の許可捕獲数は、令和5年度より大幅に増加している。

ツキノワグマの許可捕獲数



（令和8年度の数値は7月末時点）

直近5年の許可捕獲数（月別）

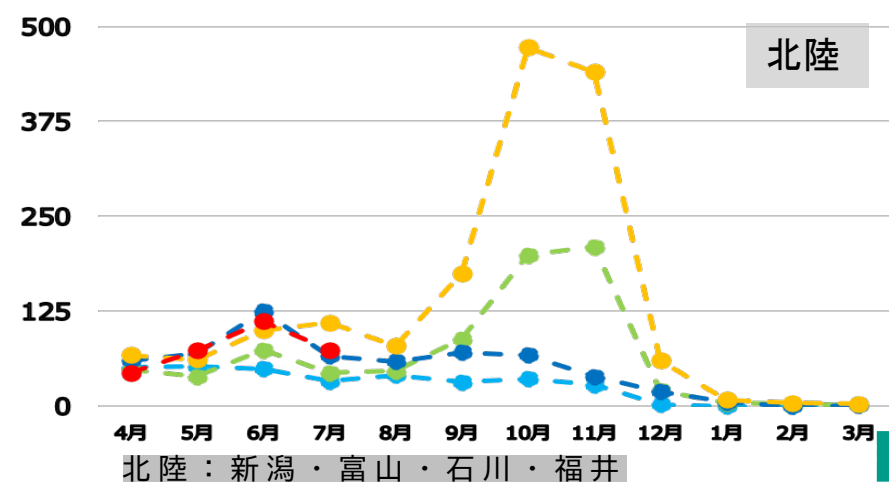
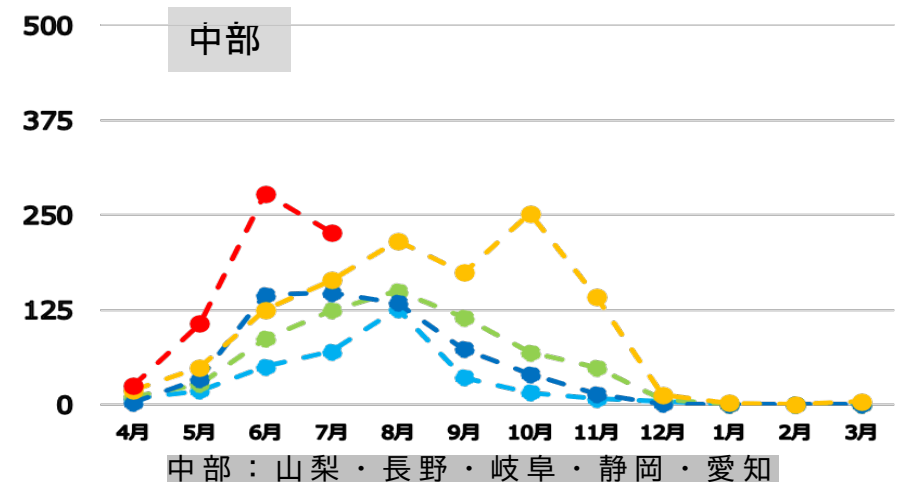
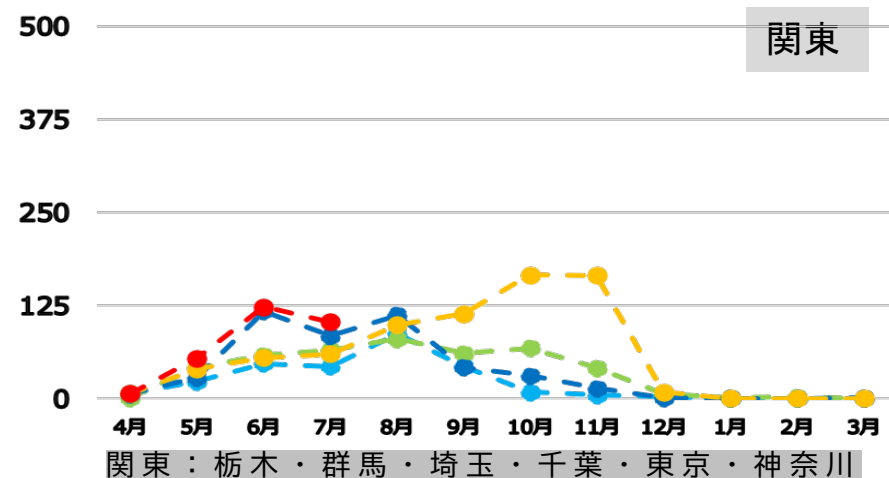
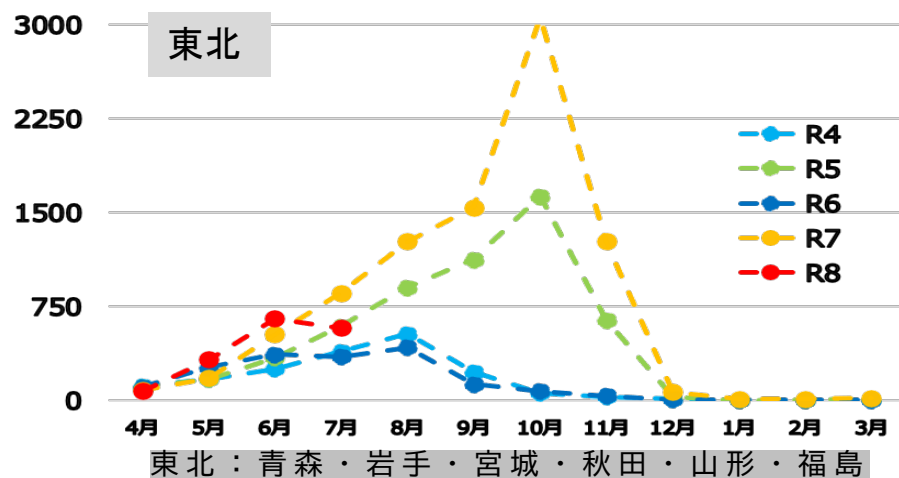


（令和8年度の数値は7月末時点）

（許可捕獲数は非捕殺数も含む）

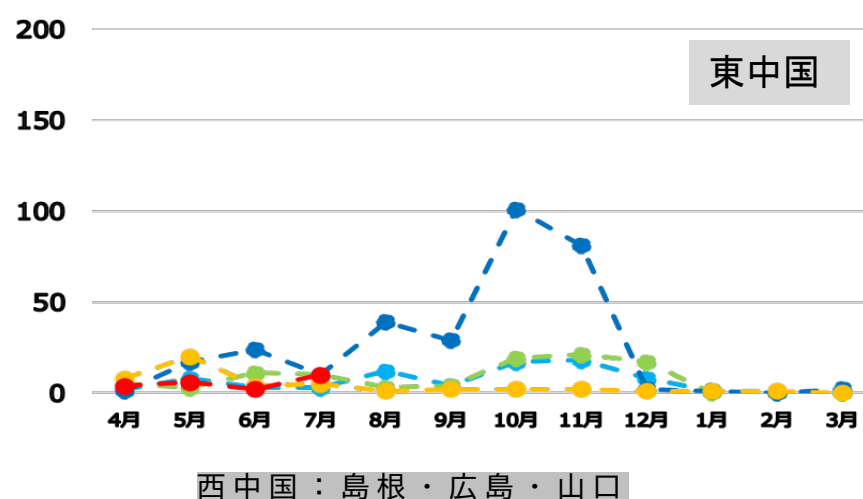
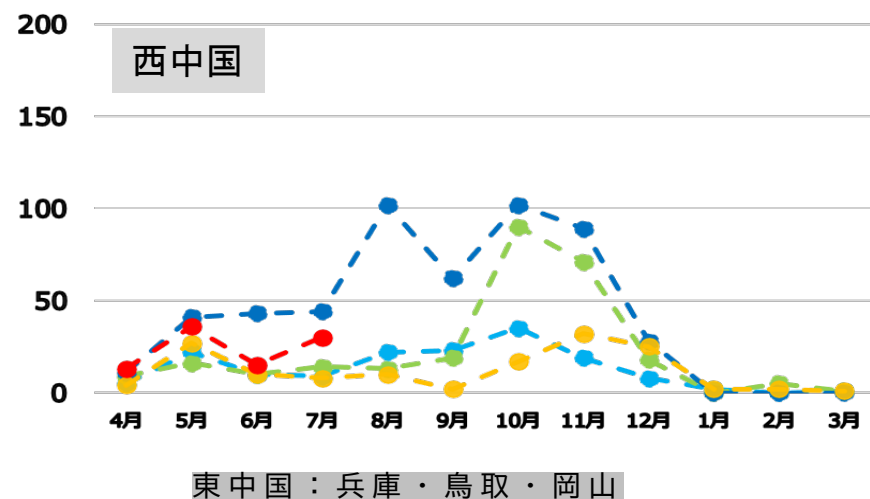
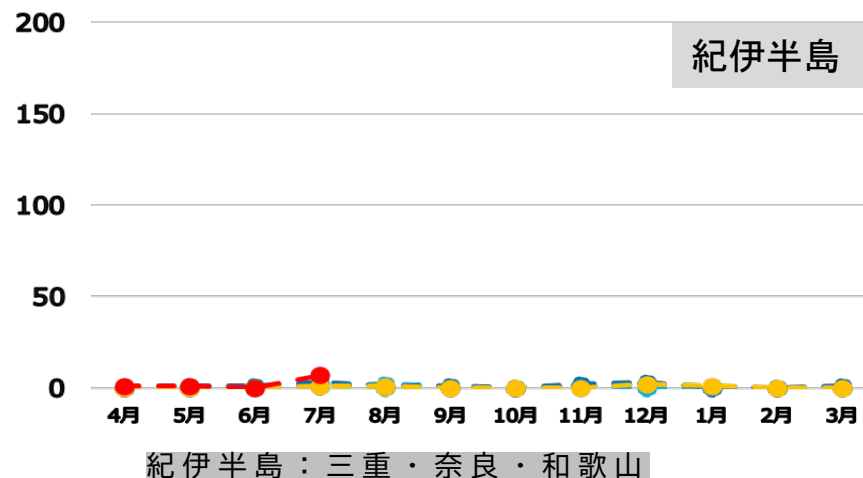
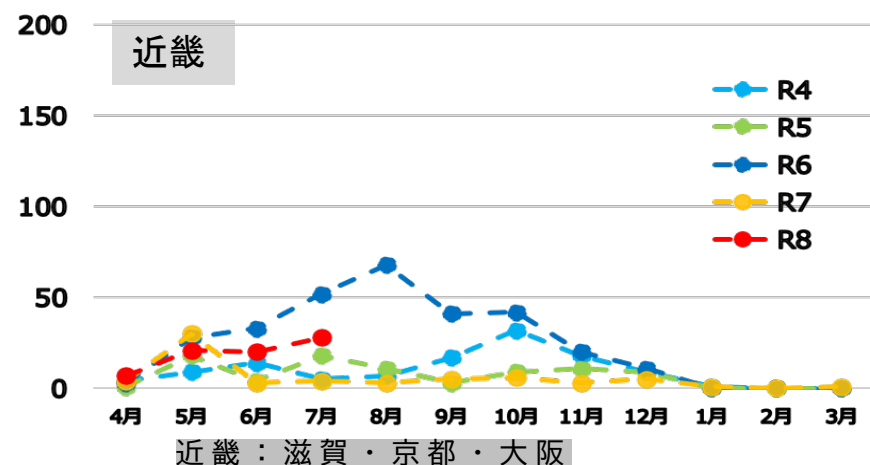
許可捕獲数（月別）：東北・関東・北陸・中部

○ 令和8年度は、6月までの捕獲数が多く、中部では例年と比較して捕獲数が特に多かった。



許可捕獲数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

○ 令和8年度の捕獲数は、例年より比較的多い月が一部あるものの、例年と同様か下回る傾向にあった。



令和8年度のブナ等堅果類などの豊凶調査（結実状況）について

都道府県	ブナ	ミズナラ	コナラ	堅果類以外	分類方法
北海道	豊作、並作傾向 ※道南地域のみ分布	広範囲で不作もしくは凶作傾向	—	ヤマブドウ、コクワ: 概ね並作あるいは不作傾向	豊作>並作>不作>凶作
群馬県	並作	不作	不作	クリ:不作 ミズキ:並作	大豊作>豊作>並作>不作>凶作> 大凶作>無(結実が見られない)
新潟県	豊作	並作	並作	クリ:豊作 オニグルミ:並作	豊作>並作>不作>凶作
富山県	豊作	並作	並作	—	豊作>並作>不作>凶作
石川県	大豊作	並作	並作	—	大豊作>豊作>並作>凶作>大凶作
福井県	豊作	不作以下	並作	—	豊作>並作>不作以下
山梨県	豊作	並作	並作	—	豊作>並作>凶作～並作>凶作
長野県	豊作	並作	並作	クリ、クヌギ等: 並作上	大豊作>豊作>並作上>並作> 並作下>不作>凶作>大凶作
岐阜県	並作	並作	並作	—	大豊作>豊作>並作>凶作>大凶作
京都府	並作	凶作	凶作	イヌブナ:凶作	豊作>並作>凶作
兵庫県	豊作	大凶作	大凶作	—	大豊作>豊作>並作上> 並作下>凶作>大凶作
鳥取県	大豊作	凶作	並作下	クリ:凶作	大豊作>豊作>並作上> 並作下>凶作>大凶作

※令和8年10月1日現在で、結果を公表している都道府県を表示

※地域によって、秋のクマの大量出沒に影響を与える餌資源や、その組み合わせ等が異なることに留意

※調査者によって豊凶の程度の分類は異なる。調査結果が平均未滿の項目については表の枠を黄色に着色した

※クマが恒常的に生息していない、または生息数が少ない茨城県、千葉県、大阪府、四国・九州・沖縄各県は除外

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度のクマによる死亡事故概要

	発生日時	発生場所	被害者	発生場所	事故概要
1	6月22日	長野県大町市	男性・40代	森林	タケノコ取り中に襲われた。同行男性も軽傷。
2	7月4日	岩手県北上市	女性・80代	市街地	自宅内で全身に動物の爪による傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
3	7月12日	北海道福島町	男性・50代	市街地	新聞配達中にヒグマに襲われ亡くなった。
4	7月31日	秋田県北秋田市	女性・70代	市街地	グループホームの入居女性が敷地内で襲われた。治療を受けたが8月20日に亡くなった。
5	8月14日	北海道斜里町	男性・20代	森林	羅臼岳登山中にヒグマに襲われた。
6	10月3日	宮城県栗原市	女性・70代	森林	4人でキノコ採り中に襲われた。
7	10月8日	岩手県北上市	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
8	10月10日	岩手県雫石町	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
9	10月16日	岩手県北上市	男性・60代	人家周辺	温泉施設清掃中に襲われた。
10	10月24日	秋田県東成瀬村	男性・30代	人家周辺	襲われた人を助けに入り逆襲を受けた。
11	10月27日	岩手県一関市	不明・不明	人家周辺	住宅の敷地内で爪痕や咬まれた傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
12	10月27日	秋田県秋田市	不明・不明	人家周辺	側溝内でかみ傷や切り傷がある状態で発見。
13	11月3日	秋田県湯沢市	女性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。

令和8年度のクマの出没や被害状況について

○令和8年度のクマによる死亡事故概要（令和8年10月1日現在）

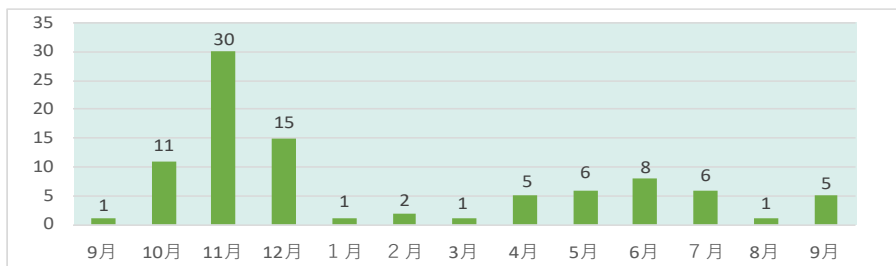
	発生日時	発生場所	被害者	場所概要	事故概要
1	4月20日～21日 (20日から行方不明)	岩手県紫波町	女性・50代	森林	山菜採り中に襲われたとみられる。 21日、捜索中の警察官がクマに襲われ重傷。
2	5月5日 ※被害者発見日	山形県酒田市	男性・70代	森林	山菜採り中に襲われたとみられる。
3	5月7日 ※被害者発見日	岩手県八幡平市	女性・60代	森林	山菜採り中に襲われたとみられる。
4	5月20日 ※被害者発見日	岩手県西和賀町	男性・80代	農地	山菜採り中に襲われたとみられる。
5	6月2日	秋田県秋田市	女性・70代	農地	畑の草刈り中に襲われたとみられる。
6	6月29日 ※被害者発見日	青森県青森市 (八甲田山中)	男性・60代	森林	タケノコ採り中に襲われたとみられる。

緊急銃猟の実施状況（概況）

●緊急銃猟の発砲まで至った実施件数(都道府県ごと)

都道府県	発砲した 事例件数	ライフル・散弾銃 による銃猟 (箱わなの止めさし以外)	箱わな等の止めさし	麻酔銃による銃猟
山形県	21	19	1	1
新潟県	16	9	3	4
岩手県	8	7	0	1
秋田県	8	4	0	4
富山県	8	7	0	1
宮城県	5	3	1	1
福島県	5	1	2	2
青森県	4	4	0	0
北海道	3	3	0	0
群馬県	3	1	2	0
福井県	3	3	0	0
京都府	2	1	1	1
埼玉県	1	1	0	0
東京都	1	0	1	0
石川県	1	1	0	0
三重県	1	0	1	0
奈良県	1	0	0	1
合計	91	64	12	16

●実施件数(月ごと)



●実施件数(場所ごと)

場所	件数	屋外	屋内 (建物敷地内を含む)
市街地	72	59	13
農地	8	7	1
河川付近	6	6	
山林	2	2	
公園	1	1	
道路	1	1	
海岸付近	1	1	
合計	91	77	14

●実施件数(獣種ごと)

獣種	件数
ヒグマ	3
ツキノワグマ	83
イノシシ	5

●実施件数(年度ごと)

年度	令和7年	令和8年
件数	60	31

(令和8年10月1日更新。環境省が把握する事例に限る。)

令和8年度 緊急銃猟の実施状況

緊急銃猟の発砲まで至った事例は31件。

	日時	場所	鳥獣	場所概要	案件概要
1	4月8日	福島県郡山市	ツキノワグマ	道路	高速道路法面の茂みにおいて、一頭を銃猟
2	4月12日	新潟県長岡市	ツキノワグマ	河川付近	出没を繰り返していた1頭をわなで捕獲後、止めさし
3	4月19日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	河川付近	市街地に出没した1頭を麻酔銃猟により捕獲
4	4月24日	岩手県遠野市	ツキノワグマ	市街地	※発砲するも捕獲に至らず
5	4月30日	富山県富山市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
6	5月1日	群馬県藤岡市	イノシシ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
7	5月6日	青森県八戸市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
8	5月9日	青森県平川市	ツキノワグマ	農地	農地に出没した1頭を銃猟により捕獲
9	5月15日	青森県青森市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
10	5月19日	宮城県大崎市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
11	5月24日	北海道士別市	ヒグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
12	6月2日	福島県福島市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭に対し麻酔銃猟を発射
13	6月3日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
14	6月10日	福島県柳津町	ツキノワグマ	市街地	出没を繰り返していた1頭をわなで捕獲後、止めさし
15	6月10日	岩手県遠野市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
16	6月17日	山形県南陽市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
17	6月20日	富山県朝日町	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
18	6月22日	北海道下川町	ヒグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
19	6月26日	青森県八戸市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
20	7月6日	岩手県遠野市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
21	7月7日	山形県酒田市	イノシシ	河川付近	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
22	7月11日	奈良県東吉野村	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を麻酔銃猟により捕獲
23	7月20日	三重県尾鷲市	ツキノワグマ	山林	イノシシ用くくり罠で錯誤捕獲されたクマを銃猟により捕獲
24	7月25日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	河川付近	出没を繰り返していた1頭をわなで捕獲後、止めさし
25	7月29日	富山県立山町	ツキノワグマ	市街地	市街地に出没した1頭を銃猟により捕獲
26	8月15日	岩手県山田町	ツキノワグマ	海岸付近	海水浴場に出没した1頭を銃猟により捕獲
27	9月3日	京都府舞鶴市	ツキノワグマ	市街地	民家軒下にいた2頭を麻酔銃により捕獲
28	9月11日	秋田県羽後町	ツキノワグマ	市街地	図書館の敷地内にいた1頭を銃猟により捕獲
29	9月20日	山形県酒田市	ツキノワグマ	市街地	住宅の敷地内にいた1頭を銃猟により捕獲
30	9月28日	東京都八王子市	ツキノワグマ	農地	くくりわなにかかっていた1頭を銃猟により捕獲
31	9月30日	京都府綾部市	ツキノワグマ	市街地	住宅近くにいた1頭を銃猟により捕獲

政府によるクマ被害対策 支援メニュー一覧

令和 8 年10月時点版

クマ被害対策の各プロセスにおいて活用できるメニューをまとめているので、
ご参考にしていただくと幸いです。

クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表			
メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
調査・計画策定	①特定鳥獣保護管理計画制度	環境省	都道府県
	②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）	環境省	都道府県
人材確保・育成、技術支援、活動支援	③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）	環境省	都道府県
	④狩猟ポータル	環境省	民間事業者、国民等
	⑤特定鳥獣の保護及び管理に係る研修会の開催	環境省	都道府県、市町村等
	⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
専門家派遣	⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）	環境省	都道府県、市町村等
	⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	農林水産省	市町村等
捕獲（緊急時、個体数管理等）	⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）	環境省	都道府県
	⑩緊急銃猟現地研修会の開催	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	⑪鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）	農林水産省	市町村等
被害防止対策（侵入防止柵設置、緩衝帯の整備、環境整備等）	⑫指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）	環境省	都道府県
	⑬鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備）	農林水産省	市町村等
	⑭河川におけるクマ被害対策について	国土交通省	都道府県、市町村等
	⑮緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援	林野庁	都道府県、市町村、民間事業者等

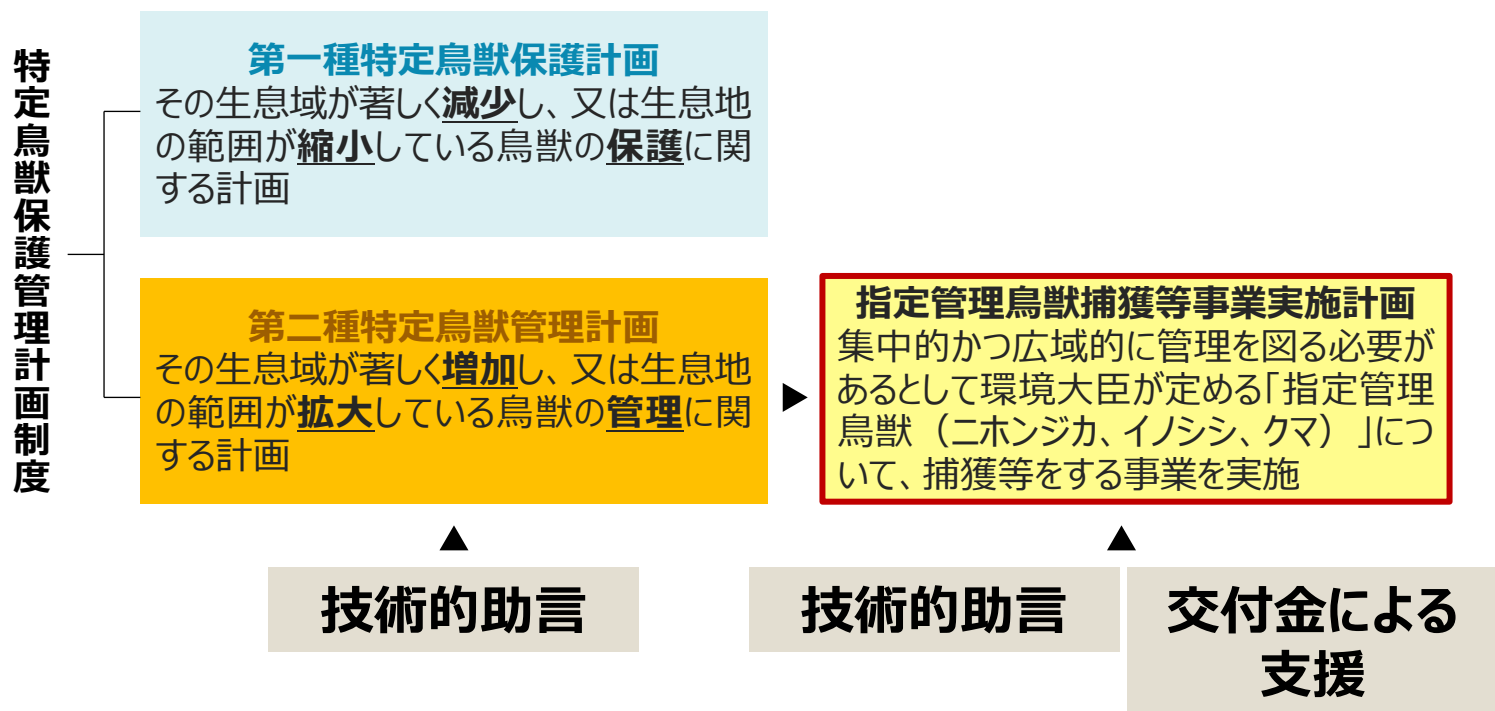
※交付金（指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金）を受けて実施する事業や地方単独事業として実施する際に要する経費について、特別交付税を措置

クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表			
メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
その他	⑯鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用、クマスプレー）	農林水産省	市町村等
	⑰学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	文部科学省	都道府県、市町村等
	⑱地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁	都道府県、市町村、民間事業者等
	⑲市街地へのクマ出没に備えた安全対策の強化	環境省	都道府県、市町村
	⑳クマ被害対策に係る技術の導入促進	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
参考	クマ被害対策等関係情報のお知らせ	環境省	都道府県、市町村
	ドローンについて、捜索・救助等のための特例を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例	国土交通省	都道府県、市町村、民間事業者等
	政府広報等と連携したクマ被害対策の普及啓発	内閣府政府広報室	都道府県、市町村、国民
	児童生徒等のクマ被害防止対策について	文部科学省	都道府県、市町村、国民
	箱わなによる捕獲方法レポートの作成（令和8年4月27日）	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	人身被害レポートの作成（令和8年4月27日）	環境省	都道府県、市町村、国民
	麻酔によるクマの捕獲体制構築に関する参考資料の公表	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	『クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件』の公表	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	インバウンド向け注意喚起チラシ	環境省、観光庁	都道府県、市町村、民間事業者等

※交付金（指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金）を受けて実施する事業や地方単独事業として実施する際に要する経費について、特別交付税を措置

①特定鳥獣保護管理計画制度

- 環境省では、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定する特定鳥獣保護管理計画制度を運営（鳥獣保護管理法第7条）
- さらに、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める「指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）」については、都道府県等が実施する対策に対して、交付金による支援を実施。



交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	間接交付 対象者	交付割合
計画策定・調査等 事業	都道府県や協議会が実施する、指定管理 鳥獣捕獲等事業実施計画や広域捕獲計画 の策定等に必要となる生息数、生息密度、 分布個体数推定及び将来予測等の生息状 況や被害状況の調査に必要な経費（雑役 務費等）	都道府県 協議会	-	定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額、 協議会は10,000千円を上限とする定額、いづれ も定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額 は都道府県は12,500千円、協議会は15,000千 円とする。ただし、北海道においては、生息・ 被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が 必要な場合等、やむを得ない事由により上記上 限額を超えて事業費が特別にかかる認められ る場合に限り事業費20,000千円を上限とする定 額、交付上限額25,000千円とする。）

にいがたクマ出没マップ (R7最新情報)

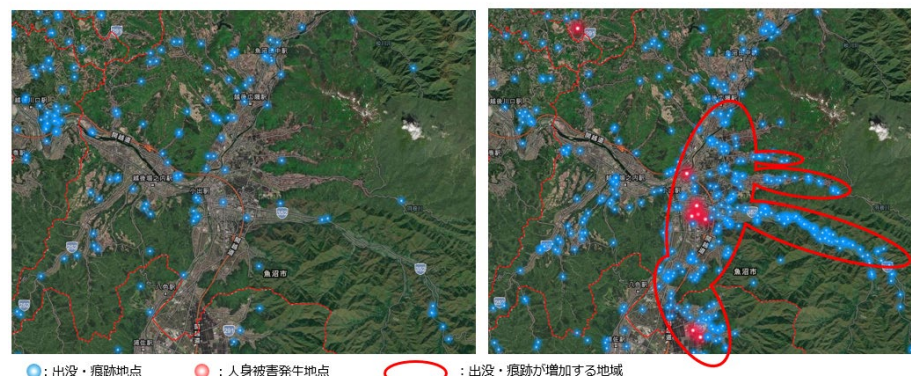
R7クマ出没件数
3167件

R7人身被害件数
16件

The figure consists of two main parts. The top part is a map of Japan with green dots indicating bear sightings (R7). The dots are concentrated in the mountainous regions of the Japanese archipelago. The bottom part is a bar chart showing the number of human casualties (R7) by month. The x-axis represents the months from April to October, and the y-axis represents the number of casualties, ranging from 0 to 1,200. The bars show a significant increase in casualties starting in June, peaking in July and August, and then declining towards October.

Month	Human Casualties (R7)
4月	~100
5月	~100
6月	~100
7月	~1000
8月	~1000
9月	~1000
10月	~1000

大量出沒年 (R元、R2、R5の累積)



【クマ出没マップを活用した出没防止対策の検討】

R07-jirei-kuma.pdf



③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）

■概要

交付対象メニュー	対象経費の想定	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
① 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	●捕獲等事業者育成に必要な経費（会議費、旅費、諸謝金、消耗品等） ・認定鳥獣捕獲等事業者の認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会 ・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催 ・指定管理鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた研修 等	都道府県協議会	-	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣管理専門人材の配置	●都道府県において、専門人材を配置する際の経費（賃金等） ①鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有し、 ②広域的な指定管理鳥獣の保護・管理を担う者（任期付き職員以外の常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ●雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	-	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
③ 緊急銃猟対応等実務者の育成	●緊急銃猟等を実施するための射手の技術向上や都道府県・市町村における捕獲従事者等を育成するために必要な研修の実施に係る経費（会議費、旅費・謝金等）	都道府県	市町村	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
④ 緊急銃猟対応等実務者の配置	●緊急銃猟対応等実務者を雇用するために必要な経費（賃金等） ①狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者であり、 ②緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者等（任期付き職員以外の常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ●雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	市町村	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

▼指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し実施したクマ対策の事例はこちら

[R07-jirei-kuma.pdf](#)



④ 狩猟ポータルサイトの運営、狩猟税の減免

- 環境省では、捕獲の担い手であるハンターの確保・育成を目的として、狩猟免許の取得や猟具の所持、狩猟者登録など、必要なプロセス等を解説する「狩猟ポータル」を運営。
- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除し、捕獲従事者の経済的負担の軽減を行っています。



狩 猟 ポ ー タ ル
Hunting Portal Site

狩猟税の免除



鳥獣保護管理法に基づく 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	全額免除
鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣 捕獲員	全額免除
鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け、過去1年以内に 捕獲に従事した者	1 / 2 に軽減

⑤特定鳥獣の保護及び管理に係る研修会（自治体職員向け）

- 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を進める上で重要な「特定計画」の策定及び効果的な実施を目的として、地方自治体職員等を対象とした講義や現地見学等による研修会を開催。
- 国内トップレベルの講師陣から特定獣類４種（ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザル）についてオンラインによる講義を実施。
- 本研修を受講し、かつ、鳥獣行政の３年以上の都道府県の実務経験者は、「鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員」として計上することが可能。

（都道府県における専門的職員の配置 || 野生鳥獣の保護及び管理[環境省]）

令和６年度鳥獣保護管理に係る人材育成研修【理論編】

クマ類の
出没防止・出没対応に向けて

 一般財団法人自然環境研究センター
小林 喬

講義の内容

1. 出没に備える
 - 1 ゾーニング管理による人とクマ類のすみ分け
 - 2 出没させないための対策
 - 3 連絡体制の構築
 - 4 出没状況に応じた対応方針の作成
 - 5 出没対応の訓練
2. 出没時の対応
 - 1 出没した際の対応
 - 2 人身被害発生時の対応

※クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

⑥ 夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等

- 夜間銃猟に係る認定を受ける意向がある認定鳥獣捕獲等事業者の「事業管理責任者」及び「夜間銃猟に従事する捕獲者」や「緊急銃猟に従事する者として市町村から推薦を受けた者」を対象とし、要件の一つである「夜間銃猟安全管理講習」及び「射撃技能の確認」を実施。
- 緊急銃猟が創設され、クマを対象とした夜間銃猟のニーズが高まったことを受けて、令和8年度は、東北地方でも複数個所で開催を予定。

夜間銃猟安全管理講習会

日 時：〈認定鳥獣捕獲等事業者〉

第一回：令和8年10月1日(木)9:30～12:30

第二回：令和8年11月13日(金)9:30～12:30

〈緊急銃猟の捕獲者向け〉

第一回：令和8年10月1日(木)13:30～16:30

第二回：令和8年11月13日(金)13:30～16:30

場 所：オンラインで開催

認定鳥獣捕獲等事業者制度

※サイズ 縦横 画

環境省 > 自然環境・生物多様性 > 野生鳥獣の保護管理 > 認定鳥獣捕獲等事業者制度 > 夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等について

令和8年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等について

環境省では、夜間銃猟に係る認定を受ける意向がある認定鳥獣捕獲等事業者の「事業管理責任者」及び「夜間銃猟に従事する捕獲者」や「緊急銃猟に従事する者として市町村等から推薦を受けた者」を対象として、要件の一つである「夜間銃猟安全管理講習」及び「射撃技能の確認」を開催します。

1. 背景と目的

日出前及び日没後における銃器を使用した鳥獣の捕獲等（夜間銃猟）については、高い危険性をはらむことから、従来、例外なく禁止されてきました。平成27年5月29日に施行された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）」においては、集中的かつ広域的に管理を回す必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県等が捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設されました。また、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が導入されました。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、科学的な計画の下に、目指すべきレベルまで指定管理鳥獣の生息密度を低減させることを目標に、これまで以上に効率的かつ効果的な捕獲を進める必要があります。このため、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うために必要と判断し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置づけた場合であって、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する場合に限り、厳格な安全管理のもと、限定的に、夜間銃猟の実施が認められることとなりました。

▶ 詳細は、以下のサイトにてご案内

<https://www.env.go.jp/nature//choju/capture/event.html>

（出典）令和8年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等について」

射撃技能の確認

○北海道会場

日 時：令和8年10月6日(火)、7日(水)

場 所：帯広総合射撃場

○福島県会場

日 時：令和8年11月21日(土)、22日(日)

場 所：会津総合射撃場

○宮城県会場

日 時：令和8年11月26日(木)、27日(金)

場 所：志たかぢや総合射撃場

○京都府会場

日 時：令和8年12月2日(水)、3日(木)

場 所：京北総合射撃場

○新潟県会場

日 時：令和8年12月10日(木)、11日(金)

場 所：新潟県猟友会ライフル射撃場

○静岡県会場

日 時：令和9年1月12日(火)、13日(水)

場 所：富士国際岩本山射撃場

○群馬県会場

日 時：令和9年1月25日(月)、26日(火)

場 所：群馬県安中総合射撃場

⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）

- 環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する専門家を登録し、地方公共団体等に紹介する「**鳥獣プロデータバンク**」を運営。合わせて、データバンクに登録された専門家を自治体が招聘する際の経費について、環境省が負担する人材派遣事業についても行っているところ。
- 昨今のクマの大量出没を受けて、クマの被害対策を行う地方公共団体等にクマの専門家を派遣する際は、派遣期間の上限を撤廃するなど、手厚い支援をしている。



プロを探す

登録する

鳥獣プロデータバンク活用促進事業（謝金・旅費支援）

令和8年度に実施する本事業では、2つの事業を運営しています。

（1）鳥獣プロデータバンク活用促進事業

利用者が鳥獣保護管理に関する活動（研修会・講義等）を行うため登録者を講師等として招聘する場合、講師等への謝金と旅費相当額を環境省がお支払いします。

（2）鳥獣プロデータバンク活用促進事業【クマ】

昨今のクマの出没や事故数の増加を受けて、利用者がクマ管理に関する活動（研修会・講義・調査等）を行うためクマの専門家を講師等として招聘する場合、講師等への謝金と旅費の相当額を環境省がお支払いします。

なお、謝金と旅費相当額の支払いに当たっては、両事業とも活動終了後に利用者から「活動報告書」を運営事務局に提出していただきます。

支援の対象は、令和9年2月26日までに実施され、同年3月5日までに事務局に活動報告書が提出された活動とします。なお、対象期間内であっても、支払い対象枠の状況によって本事業は終了となりますのでご了承ください。

詳細については、下記の鳥獣プロデータバンク活用促進事業利用の手引き及びQ&Aをご覧ください。

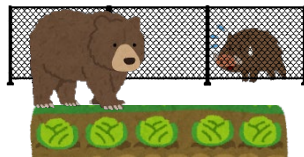
- [鳥獣プロデータバンク活用促進事業のご案内\[PDF 751KB\]](#)
- [鳥獣プロデータバンク活用促進事業利用の手引き\[PDF 700KB\]](#)
- [鳥獣プロデータバンク活用促進事業利用のQ&A\[PDF 203KB\]](#)
- [利用申請書\[Word 41KB\]](#)
- [活動報告書\[Word 81KB\]](#)

⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「**農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー**」として登録し、**地方公共団体等の利用者に紹介**する制度。
- アドバイザーは、令和8年6月時点で299名（うちクマを対象としたアドバイザーは140名）。

現状

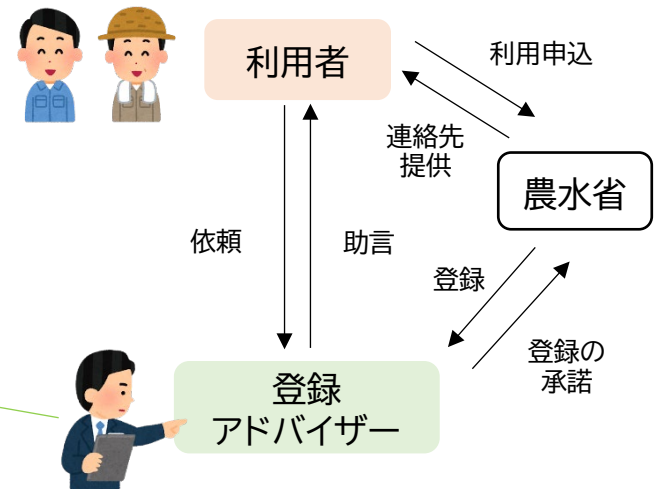
- シカやイノシシ対策を実施してきものの、クマについての知見がなく、クマの生態を踏まえた有効な対策が実施できていない。



アドバイザーの利用

- クマ対策に知見を有するアドバイザーの派遣により、効果的な対策の実施を支援（鳥獣交付金の活用も可能）。

農作物野生鳥獣被害対策 アドバイザーの利用の流れ



⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）

■概要

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
②捕獲等事業	●緊急銃猟や指定管理鳥獣捕獲等事業における以下の経費 ・射手への日当や手当など捕獲した個体の搬出・処理経費 ・捕獲事業者への委託費（旅費、雑役務費等） ・捕獲するための箱わな等の購入費用（備品費等） ・捕獲に係る保険代（保険料） ・銃弾、ガソリン等の捕獲に必要な諸経費（消耗品費等）など	都道府県	市町村	1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上） 春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあっては2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上） ※「春期管理捕獲等を含む効果的な捕獲計画」とは、春季管理捕獲のほか、例えば都道府県をまたいで広域的に移動する地域個体群を、各都道府県で連携して捕獲を行うような取組を想定

■活用イメージ・事例



【箱わなの設置】



【捕獲に対する支援】

▼指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し実施したクマ対策の事例はこちら

[R07-jirei-kuma.pdf](https://www.r07-jirei-kuma.pdf)



■参考：緊急銃猟への協力をお願いについて（R7.11.28）

緊急銃猟における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について取りまとめた資料 [kuma-oshirase-r071128-2.pdf](https://www.kuma-oshirase-r071128-2.pdf)

⑩緊急銃猟現地研修会の開催

- ・緊急銃猟を実施する際の条件や手順等について、対応方法を確認するための研修会として、座学及び模擬訓練を実施するもの。
- ・会場では、開催地の市町村、猟友会、警察、都道府県職員が訓練に参加。
- ・訓練の様子は、近隣市町村、近隣県が見学。

開催状況

○令和7年（7か所）

北海道下川町、秋田県横手市、山形県酒田市、福島県福島市、長野県飯山市、京都府木津川市、島根県益田市

○令和8年（6か所）※予定

青森県青森市、岩手県盛岡市、静岡県富士宮市で実施済

※この他、東北地方、関東地方及び九州地方で1か所ずつ実施予定



現地研修会（座学）の様子



現地研修会（模擬訓練）の様子

⑪-1鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

- ・ 農業集落からクマを排除し、捕獲を強化することで増えすぎた個体数の削減を図る。
- ・ クマ捕獲に関する困難度を踏まえ、**クマ特別対策**により、**捕獲単価を従来より大幅に増加**して支援するなど、**捕獲強化に向けた環境整備を推進**。

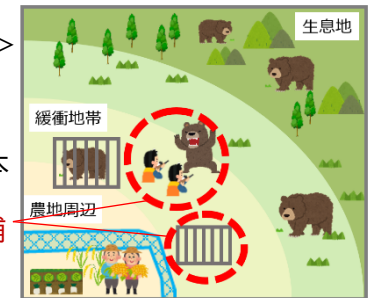
クマ特別対策の全体像

【クマ特別対策の基本的な考え方・実績等】

- ✓ 出没の多発する場合において、農地への侵入防止を防ぐため、活動範囲を広げて、罠の増設や銃による積極的な捕獲を実施（**地域毎に設定した単価**で支援）
- ✓ 現在、北海道、東北を中心に全国7道県の107市町村において実施。

<特別対策のイメージ>

- ・ 柵、緩衝帯整備等の基本的対策を実施
- ・ その上で、銃や罠での捕獲を強化



捕獲活動経費の支援

- 頭数払いの設定単価は平均で約2万円。
- さらに市町村において上乗せ(平均約3万円)を実施。
- このほか、日当払いでの支援も実施。
(罠の見回り2千円/時間、集中捕獲3万円/日等)

通常メニューの場合

- ・ 補助率：定額
- ・ 上限単価 8千円/頭 ※日当払も可能。

捕獲機材の導入支援

- クマ用の大型箱わなの導入について、上限単価なし・定額で支援。

通常メニューの場合

- ・ 補助率：1/2以内(実施隊が行う場合は定額)
- ・ 上限単価：119千円/基
※上限単価を超える場合は、特認協議で対応

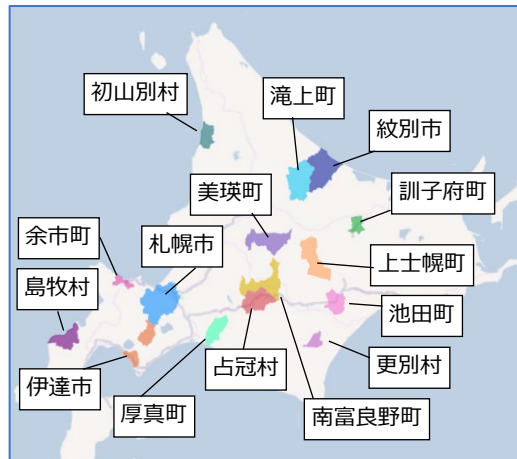
⑪-2鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

- クマの捕獲強化に当たって、被害のある市町村単独での捕獲ではなく、クマの行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進。

従来

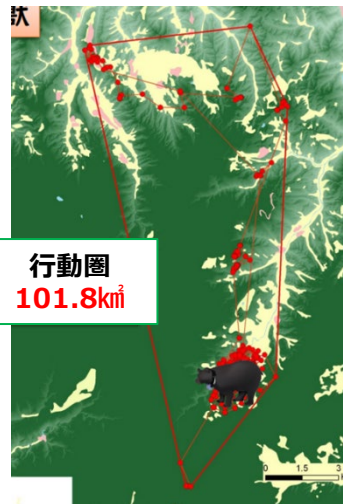
- 市町村単位での捕獲強化対策が主。
- 一方、ブナ等が凶作年のクマの行動域は非常に広範囲にわたる。このため、農業集落に出没している有害個体は、他市町村域など広範囲に移動。

クマ特別対策実施箇所(北海道)



※北海道のほか、岩手県一関市、秋田県鹿角市、秋田県北秋田市、兵庫県(対象市町村:淡路島地域を除く38市町)において実施。なお、兵庫県については、県が事業実施主体。

【行動圏の一例】ツキノワグマ
(メス成獣) 凶作年 6～11月



資料 兵庫県立大 横山教授

※ヒグマについては、オスで数十km²～1,000km²を超える場合もあるとのこと
(出典:ヒグマ管理計画(第2期)(北海道庁))

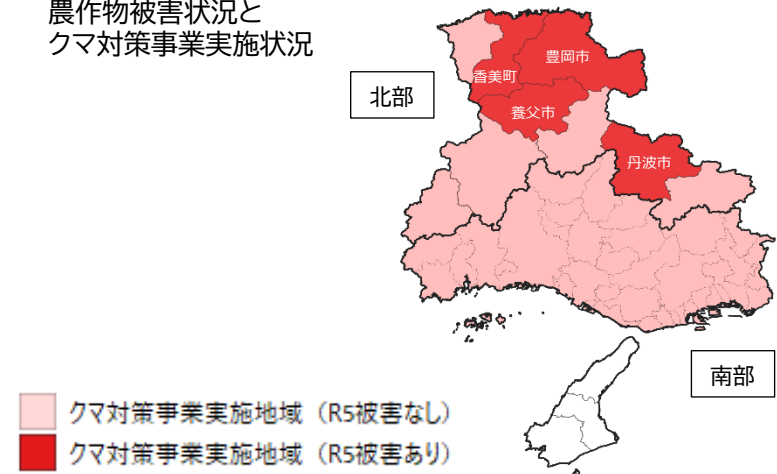
今後

- クマの行動範囲を踏まえた、被害発生市町村を中心に、近隣市町村とも一体的な捕獲強化を推進。

【兵庫県の事例】

- 県内のクマによる農作物被害は、北部の豊岡市、香美町、養父市、丹波市で発生。
- モニタリング、生息環境管理等を実施するとともに、出没数が増加し県南部への分布域拡大が懸念される状況を踏まえ、近隣市町と連携し、県南部において危険個体の捕獲強化。

農作物被害状況と
クマ対策事業実施状況



⑫指定管理鳥獣対策事業交付金（出沒防止対策事業）

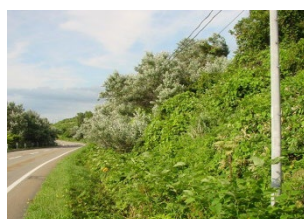
■概要

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	間接交付 対象者	交付割合
③出沒防止 対策事業	●市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備に必要な経費（雑役務費等） ●侵入防止柵の設置やクマスプレー、クマ鈴、追い払い用花火等の購入費用（備品費、消耗品費等） ●人の日常生活圏におけるパトロールに必要な日当や手当 ●クマの出沒注意を呼びかけるための普及啓発に必要な経費（印刷製本費等）など	都道府県	市町村	2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）

■活用イメージ・事例



【出沒防止対策（電気柵）】



【緩衝帯整備】



【誘因物の管理（放任果樹の伐採）】



▼指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し実施したクマ対策の事例はこちら
[R07-jirei-kuma.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syosaku/kuma/r07-jirei-kuma.pdf)



⑬-1 鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備）

- 農地の周辺に侵入防止柵を設置することを基本とした上で、農作物への執着の強いクマ対策を実施。
- 農地周辺の電気柵を二重に設置することにより、掘り起こしを防止し防護を強化。

従来

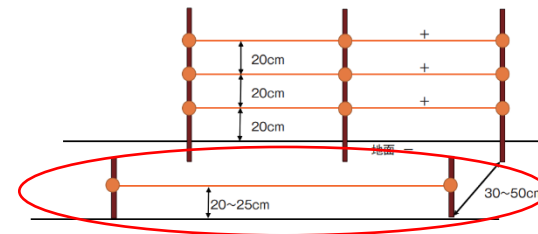
- 感電による痛みを獣が学習し、近づかなくなる、クマに対しても有効な侵入防止柵。
- 農作物への執着が強い場合、柵の下部を掘り起こして侵入する場合がある。



今後

- 電気柵の外側にもう1本補強する方法(トリップライン)により、クマの掘り起こしを行う気力を喪失させ、農地への侵入防止効果を向上させることが可能。

トリップライン(模式図)



活用事例(長野県下高井郡木島平村池の平地区)



クマに突破された部分等の弱い部分の外側に、トリップラインを追加整備し、電気柵の下を掘っての侵入は無くなった。

資料: 野生鳥獣に負けない集落づくり事例集(長野県)

⑬-2鳥獣被害防止総合対策交付金（緩衝帯の整備）

- クマを人里になれさせないよう、誘引物を除去、人里との境の藪などを刈り払うことで緩衝帯を整備。
- 加えて、強固な侵入防止柵等を一体的に整備することにより、人とクマの棲み分けを強化。

従来

- 潜み場の除去や、放任果樹の撤去等による緩衝帯の整備。しかし個体数が多すぎる状況においては、防除策の決定打とはならない。
- 侵入防止柵は基本的に農場の周辺に整備するものが多い。

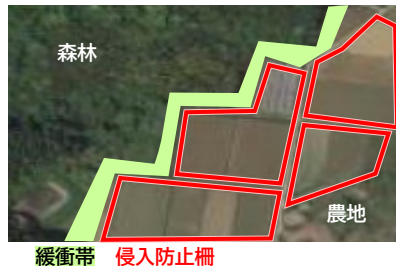
緩衝帯



基本的な電気柵



緩衝帯と柵が分離



今後

- 棲み分けを強化するため、緩衝帯と併せ、強固かつ広域な侵入防止柵や、設置・撤去が容易な一時的な電気柵の整備を推進。

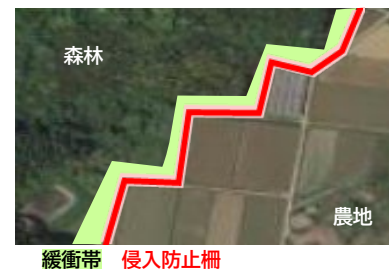
強固な金属柵



設置・撤去が容易な電気柵



緩衝帯と柵を一体的に整備



⑭河川におけるクマ被害対策について

■概要

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、河川は、クマが人の生活圏に侵入する移動ルートとなっている可能性が指摘されていることから、

- ・ 河川の樹木伐採等を都道府県等（鳥獣行政担当部局等）と調整し、クマ対策に有効な箇所を優先的に伐採
- ・ 河川区域内でわな等の移動が柔軟にできるよう包括的に占用許可などの支援を実施しています。

国土交通省管理区間であれば河川事務所に、都道府県管理区間であれば都道府県河川部局にご相談ください。

■活用イメージ・事例



クマの移動ルートとなる可能性がある箇所の樹木伐採

⑮ 緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援

① 緩衝林帯の整備

都道府県・市町村等が行う、人の生活圏への出没防止に向けた刈払いなどへの支援。

整備前



整備後



整備前

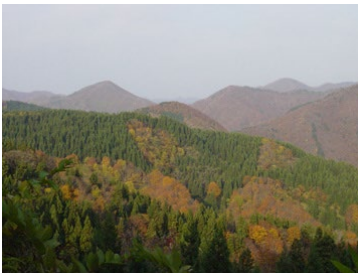


整備後



② 針広混交林や広葉樹林への誘導等

- 都道府県・市町村等が行う、生息環境の保全・整備に向けた人工林を針広混交林や広葉樹林に誘導するための抜き伐りや植栽等を支援。
- 都道府県・市町村等が行う、ナラ枯れ等の被害木の伐倒・駆除や、薬剤の樹幹注入による予防を支援。



針広混交林



広葉樹植栽



被害木の燻蒸処理



薬剤の樹幹注入

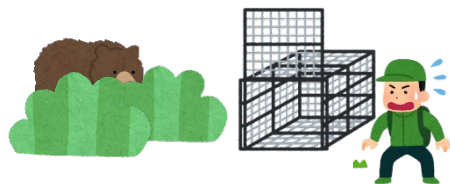
⑩-1 鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用）

- 人口減少や高齢化が進む中山間地域等におけるクマ対策の強化に向けて、ICT機器の活用支援により、罠の見回りの負担軽減とクマの危険回避を推進。

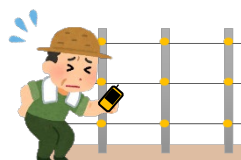
従来

- 罠も電気柵も、定期的な見回りが必要であり、人口減少等が進む中山間地域等では労務負担が大きい。
- 特にクマが出没している状況下では見回り作業にも危険が伴う。

罠は定期的見回りが必要、クマの危険も伴う



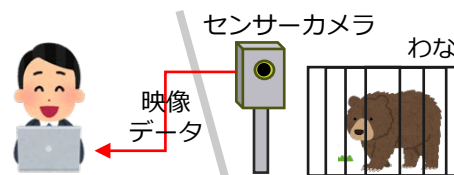
電気柵も通電確認が必要



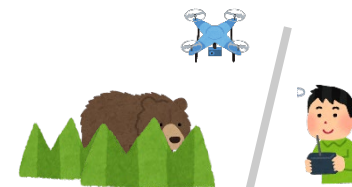
今後

- 省力的かつ安全に対策に取り組めるよう、遠隔でわなの状況や電気柵の通電状況等を監視できるICT機器の活用等を支援。

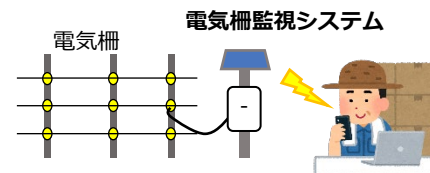
センサーカメラにより遠隔で罠の状況を確認



ドローンでの生息調査・追い払い



遠隔で電気柵の通電状況を把握



⑬-2鳥獣被害防止総合対策交付金（クマスプレー）

- ・ 農業現場や捕獲活動等の被害対策中の安全確保の徹底について、都道府県に対し通知。
- ・ 農業者や捕獲者、クマ対策の作業者の安全確保に向け、クマスプレーの導入を交付金で支援。

通知

- ・ 農作業の安全確保や誘因物の撤去、捕獲活動等の被害防止対策中の安全確保の徹底等について通知。

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について(依頼)

1. 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項
2. 誘引物の適切な管理
3. 鳥獣の捕獲活動時の安全確保
 - (2) クマに遭遇することを想定し、防護のため
クマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
4. クマの出没時の対応

予算措置

- ・ 作業員や農業者の安全確保のため、クマスプレーの導入に対しても交付金により支援。



クマ撃退スプレー



クマスプレー等を携帯の上での作業を徹底



【保険加入への支援】

- (1) 支援内容 捕獲に従事する者に対する保険代
(被害防止対策に係る保険に限る)
- (2) 補助率 1/2以内(実施隊等が行う場合は、定額支援)

⑪ 学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

■ 概要

(学校安全教室推進事業：都道府県等)

- 都道府県等が実施する教職員等に対するクマ出没時対応も含めた研修の実施を支援。

(学校安全総合支援事業：都道府県等)

- クマ出没時対応も含めた各学校の危機管理マニュアルを見直すための専門家等の派遣。

(地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業：都道府県、市町村等)

- 登下校時の見守りボランティアのクマ対応に必要な物品（クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスル等）の支援を実施。

■ 活用イメージ・事例

学校安全総合支援事業

令和8年度予算額 241百万円
(前年度予算額 238百万円)



学校安全の推進に向けた課題

- 学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが、**実効的な取組に結び付いていない**。
- 地域、学校設置者、学校教職員の**取組内容や意識に差がある**。
- 東日本大震災の記憶を風化させなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていくことが必要である**。
- 地域の多様な主体と連携・協同し、**子供の視点を加えた安全対策**を推進する必要がある。

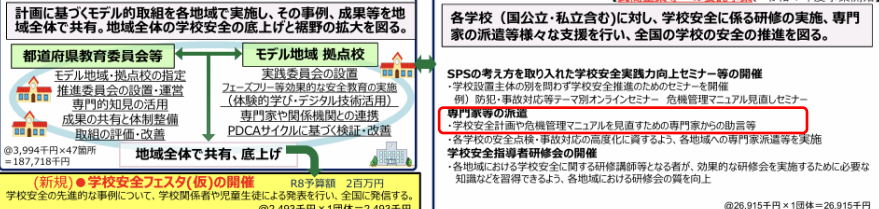
「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

1.組織的取組	2.関係機関との連携	3.安全教育	4.安全管理	5.横断的取組
- 学校安全計画のPDCAサイクルの確立 - 学校安全に係る中核的職員育成	- コミュニティスクール等の仕組みの活用 - 関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策	- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 - 体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 - 幼児期、特別支援学校の取組の推進	- 子供の視点を加えた安全点検 - 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	- 学校安全情報の見える化 - 通学路の安全対策等の好事例の実情把握 - 設置主体（国公立）に関わらず、取組の推進 - 学校安全を職責（防災担当）に限定せず、関係者による取組の推進

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※安全管理・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教職員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組み。

実践	研究・共有・展開
●学校安全推進体制の構築 R8予算額 188百万円(188百万円) 【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】 計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。	●学校安全に係る専門性向上支援 R8予算額 27百万円(27百万円) 【民間企業等への委託事業、令和4年度事業開始】 各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。



評価・改善	●学校安全のモデル的取組に関する実態調査
SPS認証及び自治体モデル地域拠点校を対象に、SPSサポーターをはじめとした学校安全における児童生徒の主体性を育む取組、実践を調査研究する。優良事例や共通する取組・成果・課題を整理・分析し、研修会等に活用していく。調査研究した内容を整理し、全国的に共有することで、各地域での、子供の主体性を育む学校安全に関する取組の質のさらなる向上を図る。 ※ その他諸経費（ポータルサイト管理費・全国連絡協議会運営費等（5百万円（前年度 5百万円））（相当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）	R8予算額 19百万円(19百万円) ①19,032千円×1団体=19,032千円

学校安全教室の推進

令和8年度予算額 33百万円
(前年度予算額 33百万円)



安全教育上の課題

- 〇様々な書籍やマニュアルが整備されているが、**実効的な取組に結び付いていない**
- 〇**学校、地域の実地及び児童生徒等の発想を踏まえた取組の推進が必要**
- 〇**地域、学校設置者、学校・教職員間において学校安全の取組内容や意識に差がある**
- 〇SNSに起因する犯罪、性暴力等**現代的課題への対応も必要**

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象】

学校における安全に関する教育の充実を図ることが重要

都道府県等における教職員、管理職等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

安全教育の指導者の養成	教職員、管理職等の安全対応能力の向上
●学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施 生活安全教室講習会 〇不審者侵入時の対応、防犯避難訓練の実施 〇防犯対策、さすまじ、防護盾を活用した防犯訓練 〇登下校時の危険と対処方法に関する指導 〇危険予測、回避能力等を育むための指導 〇インターネットの利用による犯罪被害防止のための指導 等 交通安全教室講習会 〇登下校の安全確保のポイント 〇被害者・加害者にならないための交通安全教育 〇自転車、二輪車等通学手段に応じた指導 〇電動キックボードの交通方法等の指導 〇関係団体や外部講師による講演 等 災害安全教室講習会 〇ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法 〇熱中症予防対策等の推進 〇災害発生時の適切な判断（正常性バイアスを含む）と避難 〇関係団体や外部講師による講演 等	事故防止・事故対応のための講習会を実施 事故防止・事故対応に関する講習会 〇学校における安全点検要領を踏まえた施設、設備の安全点検に関すること 〇事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること 〇第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等 心肺蘇生法実技講習会 〇事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当に関する実技講習 〇蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習 〇AEDを用いた実演を含む一次救命処置（BLS）の実技講習 等

(例) クマスプレーの 実践訓練



⑮ 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（補助金）

■ 概要

補助対象メニュー	内 容	補助対象事業者	補助率
観光客の安全・安心に資する観光施設等における多言語対応強化	地域におけるクマの出没情報など多言語での正確な情報発信に向けた環境整備に要する経費	民間事業者、 地方公共団体、DMO等	1/2

■ 活用イメージ・事例



インバウンドを含む観光客を対象とした
多言語でクマへの注意喚起を
行うための看板や掲示物の作成



「Do not feed bears」



「Do not leave rubbish」



「Do not approach bears」

クマ対策の「観光ピクトグラム」を用いた
クマに関する情報発信や注意喚起
（「観光ピクトグラム」は観光庁HPよりダウンロード可能）

⑬市街地へのクマ出没に備えた安全対策の強化

■ クマ出没対策コンサルティング実証事業

- ◆ クマ対策の知見・経験が乏しい自治体に対して、その地域に最適な対策（※1）を助言・実践できる専門家チームによるコンサルタントを実施。

（※1）計画・マニュアル作り、緊急銃猟等の訓練、刈払いや誘因物の除去の選定、ドローン活用など対策は幅広く想定

【概要】

選定された自治体ごとに相談役（事務局（請負事業者）が用意）を配置し、クマ対策の専門家を加えた専門家チーム（2～3名程度）を編成。

専門家チームは、現地調査、打ち合わせ、地域課題の分析、対策案の提案、一部の対策の試行、効果検証等を自治体と協働して実施。

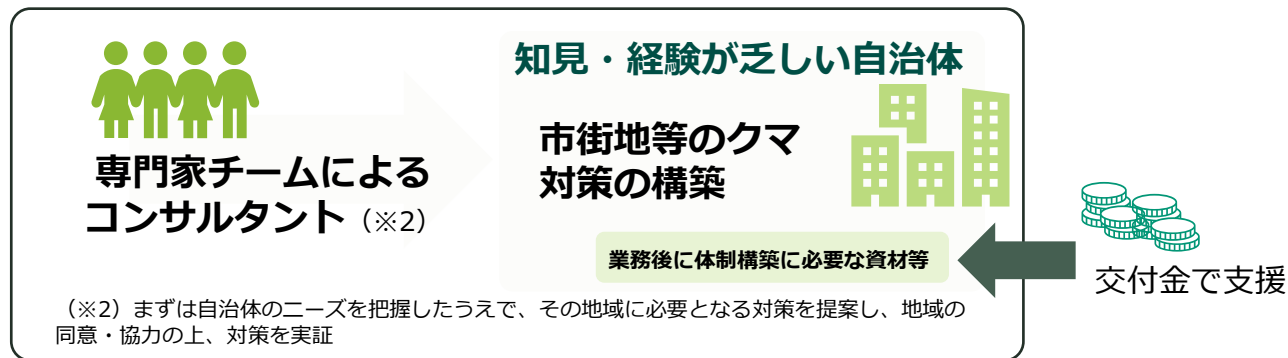
【募集対象】

以下の要件を満たす自治体（都道府県、市町村）を対象

- ・ クマ対策の知見・経験が比較的小さいこと
- ・ 人の生活圏におけるクマ出没への対策強化を検討していること
- ・ 打合せ、現地調査、対策案の磨き上げ、一部の対策の試行、効果検証等に、専門家チームと協働して取り組むことができること
- ・ 実証期間中に担当者を配置できること

【選定件数】

10 件程度
（総額5,000万以内で実証）



知見・手法の「横展開」へ

②⑩クマ被害対策に係る技術の導入促進

■ 市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業

◆ 企業等から提案があった技術の活用可能性を検証（クマ対策に活用可能な技術か）

【公募対象】

企業、研究機関、地方公共団体、これらを構成団体とする協議会等。自治体と調整・連携がされているなど、具体的な実施地域が見込まれている案件が対象。

【対象事業】

ドローン、カメラ、センサー、ロボット、アプリ等のA X・D X等の技術を活用した市街地等におけるクマ対策を実証する事業を対象

- 市街地等におけるクマ対策としては、監視・パトロール、警告・アラート、追跡、避難誘導、追い払い、不動化・捕獲等、被害対策や効果的な捕獲方法を想定
- 市街地等へのクマの出没を抑制する対策としては、監視・パトロール、追い払い、管理捕獲、ゾーニング管理計画策定、誘引物管理、藪等の隠れ場所・移動経路の把握・対策等を想定

【事業申請額】

1件あたり申請額は1,000万円程度を目安

【選定件数】

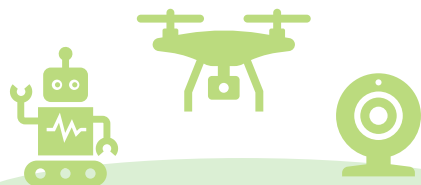
10 件程度



企業等＋実施地域



技術と実証地域
のセットで提案



モデル事業の実施、効果検証



クマ被害対策の
「技術導入」促進へ

参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ

- 現場での対策にご尽力されている地方自治体に対して、事務連絡「クマ被害対策等関係情報のお知らせ」として、最近の政府の取組等についてとりまとめて発出し、環境省ウェブサイト公開。追加的な情報については随時お知らせし、環境省HP「<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>」に掲載。



発出日	目次	内容
2025.10.31	1 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催	
	2 クマ被害対策の円滑な実施	①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31） ②錯誤捕獲発生時の適切な対応
	3 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話 ②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について ③熊の出没による人身被害防止のための対応について
2025.11.14	1 「クマ被害対策パッケージ」の公表	
	2 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催	
	3 クマ被害対策の円滑な実施	①専門家派遣事業の実施について ②カスタマーハラスメント対策事例について
	4 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマの出没に対する保育施設等の安全確保について ②農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について ③林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について ④鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について
2025.12.23	1 クマ被害対策の円滑な実施	①夜間銃猟安全管理講習会等の追加開催について ②専門家派遣事業の実施について
	2 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について ②航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例 ③警察職員の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について ④自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について

参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ（続き）

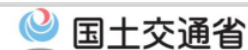
- 現場での対策にご尽力されている地方自治体に対して、事務連絡「クマ被害対策等関係情報のお知らせ」として、最近の政府の取組等についてとりまとめて発出し、環境省ウェブサイト公開。追加的な情報については随時お知らせし、環境省HP「<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>」に掲載。



発出日	表題	内容
2026.5.25	1. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議（第4回）の開催	
	2. 令和8年度第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議の開催	
	3. 国民向けのクマに関する情報をまとめたウェブサイトの公開	
	4. 人身被害の分析レポート、はこわなで捕獲する際のポイントと留意点の公開	
	5. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①国立公園におけるクマに関する適切な情報提供について ②令和8年度クマ類による被害防止のための対応について（周知） ③熊の出没に係る警察の対応について（通達） ④令和8年度の春から初夏におけるクマの出没への警戒について（依頼） ⑤クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について
2026.8.28	1. クマの捕獲等に関する柔軟な制度運用について	
	2. 人身被害発生時の情報収集とDNA分析について	
	3. 鳥獣プロデータバンクの積極的な活用について	
	4. クマ対策を含む獣害を未然に防ぐためのドローン飛行に係る、捜索・救助等のための特例（航空法第132条の92）の適用について	
	5. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議（第5回）の開催	
	6. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマ対策にかかる集落支援員との連携について ②クマの出没に対する児童生徒等の安全確保に関する取組について（周知） ③麻酔によるクマの捕獲体制構築に関する参考資料の策定について ④「クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件」の公表及び「クマ撃退スプレーに関する注意喚起」の実施について（周知）

参考：ドローンについて、捜索・救助等のための特例※を適用し、 航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例 ※航空法第132条の92

捜索・救助等のための特例(航空法第132条の92)適用事例



獣害を未然に防ぐための飛行

- 市街地への熊の侵入をうけ、熊の探索、行動範囲の確認及び地域住民の避難を目的に、地方自治体からの依頼により、民間事業者が無人航空機の飛行を実施。
- 熊が住民を襲うことによる死傷事故に至ることを防ぐため、無人航空機により、早急に熊の頭数及び侵入経路を把握し、避難誘導・被害拡大を防ぐため当該情報を共有する必要があった。
※当該特例は熊に限らず、人命に危険のおそれのある獣害全般に適用される。
- 目視外や夜間等における飛行では、原則として国土交通大臣の許可・承認を得たうえで飛行させる必要があるものの、本特例を適用し、飛行許可・承認なしでドローンを飛行させることができた。

一般社団法人秋田県ドローン協会による無人航空機を活用した対応の概要

- **実施場所** 秋田県秋田市
- **実施者** (一社) 秋田県ドローン協会 (依頼元：地方自治体)
- **実施内容** 熊の行動範囲調査のための赤外線を使用した調査飛行
- **使用機体** DJI製 Matrice400 (カメラ：H30T)
- **安全確保体制** 自治体職員における探索範囲(公園)入口封鎖による第三者侵入防止及び2オペレーション(※)による操縦者、カメラマン、安全管理者による監視を行い、公園内に第三者がいない状況を確認の上で飛行を行った。

※2オペレーション:1人がドローンの飛行を行い、もう1人がカメラの向きやズームなどの操作を実施



園内の監視カメラで撮影された熊



2オペレーションによる調査体制



モニターによる監視

※ 画像の出典元：秋田市、一般社団法人 秋田県ドローン協会

(※) 必ずしもクマが目撃された場合に限らず、クマ出没の蓋然性が高く、その予防的措置のために緊急性がある飛行を行う場合においても当該特例の適用対象となり得る

参考：政府広報等と連携したクマ被害対策の普及啓発



- 山菜採りに出かける方々向けの注意喚起として、北海道や東北など、クマの出没情報が多い地域等に向けた「クマに出会わないための6カ条」を作成、広告掲出。
(令和8年5月23日～)



- 児童生徒向けの動画「クマにおそわれないための3つの約束」や、保護者向けのリーフレットを作成。
(令和8年5月29日～)



児童生徒向けの動画
「クマにおそわれないための3つの約束」



保護者向けのリーフレット



「クマに出会わないための6カ条」



- 政府広報オンラインにおいて、日頃から実践できる対策や、万が一遭遇してしまったときの対処法、クマと人のすみ分けを進める国などの取組の紹介ページを作成・公表。
(令和8年9月10日～)



Webサイト「クマに出会わないために。知っておきたい対策」より抜粋

参考：児童生徒等のクマ被害防止対策について ※児童生徒向け動画、保護者向けリーフレット

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)



○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」

クマ 出没時の対策を 家族で確認しましょう

近年、各地でクマの出没が増加しています。夏下校中も、子供たちの安全を守るためには家庭での声かけや地域での見守りが不可欠です。日頃から、次のポイントについて、お子様と一緒に確認をお願いします。

① クマの生態について

① 日本のクマ 日本に生息するのは「ヒグマ」と「ツキノワグマ」の2種類。

【ヒグマ】（北海道に生息）
体長180-200cm
体重150-300kg
（最大400kg）

【ツキノワグマ】（本州・四国に生息）
体長120-145cm
体重70-120kg

クマの足あとの特徴
・前足の幅 ヒグマ 12~18cm ツキノワグマ 7~13cm
・前足と後足の跡が重なる
・指が5本

② クマってどんな動物？
・学習能力が高い
・特に食べ物に対する学習能力が高く、執着する。
・においや音に敏感
・人や犬よりも鼻や耳がよくにおいに敏感で、わずかな音も聞こえることができる。
・足が速い
・時速40km~60km程度で走ることができ、

③ クマはどこにいます？
クマが生息するのは森が中心。
近年は、
・薪がけした場所
・川沿い
・果実などがある
・農地や里山
などに出没。

② クマの出没情報の確認

自治体が発表しているクマの出没情報をこまめに確認しましょう。
※環境省QRコードや各自治体の出没情報へリンク

クマはいつどこに出るか分かりません。「**知ること」「備えること**」が、子供たちの**命**を守ります。

③ クマに出会わないために

子供たちと確認したいポイント

① ひとりで行動しない
友達と一緒に行動しましょう。

② “声”や“音”で人がいることを伝える
声や音、手を叩くなどして、自分がいることをクマに知らせましょう。（外では友達と大きな声で話す、クマ鈴を持つなど。）

③ クマがいそうなところには近づかない
クマの足あとやフン、尿あとを見つけたら、その場から離れましょう。

④ もしも、クマに出会ってしまったら…

落ち着いて行動するために

① クマを見ながら、あわてず、ゆっくり、その場をはなれる。
クマを刺激しないように大声を出さないでください。（胸中を吐きだすと、逃げられることがあります。）

② 近くのお家に逃げたり、助けを求める。
安全な場所へ逃げ込み、大人に助けを求めましょう。（胸中を吐きだすと、逃げられることがあります。）

③ 逃げ場所を守る。
あわてず、ゆっくり、安全な場所へ逃げ込み、大人に助けを求めましょう。（胸中を吐きだすと、逃げられることがあります。）

⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへお願い

✓ 日頃から、自治体が出すクマの出没情報を確認しましょう。
✓ 通学路や校地内を巡視し、クマが隠れそうな場所がないかを確認しておきましょう。
✓ クマが隠れそうな場所のヤブを払い、見通しを良くしましょう。
✓ 関係者間でクマが出没した際の対応（登下校時の対応）や連絡体制を確認しておきましょう。
✓ 児童生徒への安全教育・指導とクマ遭遇時の対応訓練をしましょう。

内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い



参考：箱わなによる捕獲方法レポートの作成（令和8年4月27日）

各地域の捕獲者の情報をもとに、クマを捕獲するための箱わなの選び方と箱わなによる捕獲の手順について、ポイントと留意点をとりまとめた

🔧 わなのサイズを考える Point！

わなのサイズは以下を考慮して決定する。

- クマが身体を伸ばしてもわなから身体の一部が出ないサイズであること

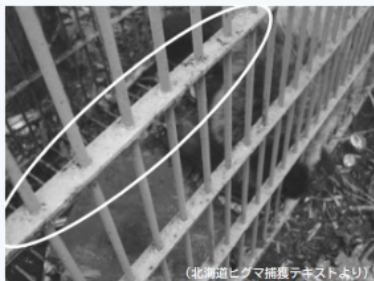
クマが誘引餌を取る際に、後ろ足などの身体の一部をわなの外に出すことで、落ちてきた扉を支え、その隙間から逃げるクマがいるため、クマが身体を伸ばしても、わなから身体の一部が出ない十分な奥行を確保できるわなのサイズにする必要がある。

- 運搬に使用する車両の大きさに収まるサイズであること

はこわなの運搬に使用する車両（軽トラック、クレーン付きトラック等）の荷台の大きさに収まるサイズにする必要がある。

🔧 強度を上げる工夫（例）

縦の鉄筋を横の中板に通して溶接することで、捕獲されたクマが鉄筋を曲げて壊すことを防いでいる例がある。



（北海道ヒグマ捕獲テキストより）

🔧 実際に使用されているわなの規格（例）

地域	鉄筋太さ	鉄筋の間隔	その他（工夫・留意点等）
A	直径9mm以上	60mm以下	・ 止めさしをしやすいよう、扉から約990mmまでは鉄筋の間隔を70mmとしている。それより奥はわなの外側から誘引餌をとれないよう、45mmとしている ・ 捕獲されたクマが暴れた際にワイヤーが痛み、交換が必要になる場合があるため、踏み板とトリガーを連結するワイヤーにワイヤーガードを取り付けてむき出しにしないようにしている。
B	直径13mm	65～70mm	・ はこわなの奥部分に鉄板を貼り、外側から誘引餌をとれないよう工夫している。また、鉄板を貼ることで、奥部分が少し窄くなり、クマが入りやすくなる効果も期待できる。
C	直径13mm※ ※：10mmで脱出した事例あり	90mm	・ はこわなの奥部分に目の細かいメッシュ※を貼り、外側から誘引餌をとれないよう工夫している。 ※クマの手がわなからはみ出さないため捕獲者のケガが防げる他、わなに設置したICT機器の損傷を防げるメリットもある。一方で、デメリットとして、誘引餌の確認や交換がしにくいこと、メッシュのため溶接面積が小さいことから、溶接強度が弱くメッシュがはがされる場合があること、はがれたメッシュを修繕しないと運搬時にケガにつながる恐れがあること、止めさしがしにくいこと等が挙げられる。

🔧 なかなか捕獲されない場合の対処

わな周囲のクマの足跡や自動撮影カメラの撮影状況から、クマがどの程度わなの近くまで来ているのか把握し、以下のような工夫をする。

■ 近くまで来ているのにわなに入らない場合

- ・ わなの周囲に誘引餌を撒きすぎている、餌となるものがある場合は除去する。
- ・ 誘引餌の効果が低下している場合は新しくする[※]。
- ・ 誘引餌の量を増やす。ただし、誘引餌のサイズが大きくなりクマが奥まで入らずに餌をとれるようになっていないか注意する。
- ・ 足跡等を考慮し、はこわなの入り口の向きを調整する。
- ・ 誘引餌の種類を変更する。季節や周辺の採食物の状況や変化に応じて、より誘引効果の高い餌を検討する。
- ・ はこわなの奥まで入らない場合は、作動方式を他の方式にする等の変更をする。

■ わなの近くまで来ていない場合

- ・ 他の誘引餌を試す。
- ・ 痕跡等から別の場所への移設を検討する。

※米ぬかの場合はある程度時間が経過し発酵することで誘引効果が高まります。誘引餌の種類により適切な交換時期は異なりますので、留意が必要です。

4 捕獲⇒止めさし

自動通報装置や見回り時にクマが捕獲されていることが確認された場合は、止めさしの作業に移ります。本レポートでは、銃器による止めさしを想定しています。周りの様子をよく観察したうえで止めさしに使用する銃器を携帯して接近を開始します。わなの扉が落ちていてもクマが脱出する可能性があることから、十分に注意します。

🔧 はこわなに接近する際の留意点！

- ✓ 周囲に他のクマがいないか安全が確保できる場所から確認し、接近中も周囲に注意を払う。
- ・ 子グマのみが捕獲されている場合：母グマが近くにいる可能性が高く大変危険なため、周囲にいる母グマに発砲できる準備をして接近する。
- ・ 母グマのみが捕獲されている場合：わな周辺に子グマがいることが多い。不用意に捕獲わなに接近することで子グマが逃げると、地域にとどまり、そのクマが出没を繰り返し問題が大きくなる事例が報告されている。まず子グマを捕獲する。
- ✓ 扉が完全に閉じていること、ストッパーが確実に作動していること、わなの破損がないことを確認する。可能であれば捕獲されているクマの頭数を事前に確認できると良いが、母グマの陰に子グマが隠れており把握できない場合もある。双眼鏡等を用いると遠方から確認しやすい。
- ✓ 近づく際は、安全装備（ヘルメット、プロテクター、防護盾等）を着装することが望ましい。とっさの対応のため、クマ撃退スプレーの携帯は必須となる。
- ✓ 大人数で近づくときクマを興奮させたり、人の安全確保が困難になるため、必要最低限の人数で対応する（ただし、安全管理上、一人での対応は避ける）。

詳細はこちら



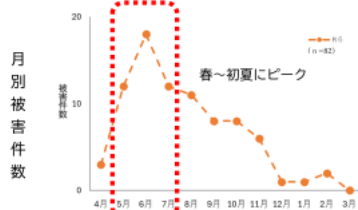
参考：人身被害レポートの作成（令和8年4月27日）

令和7年度の人身被害事例を基に、クマに出会わないためにできること、出会ってしまった時の対処についてとりまとめた

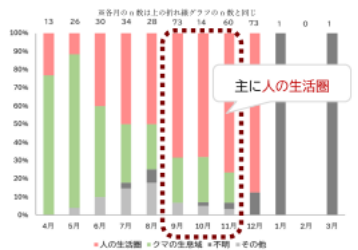
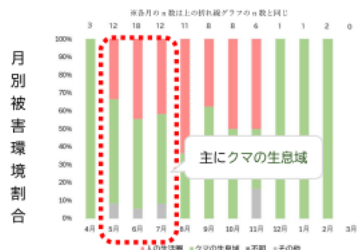
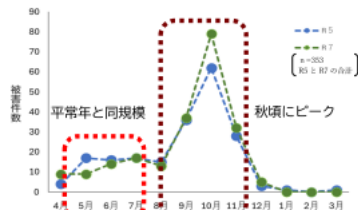
01. 人身被害の事例 — 分析結果から —

環境省が収集した全国の人身被害データをもとに、発生状況を整理しました。

平 常 年



大量出没年



* 《環境の区分》人の生活圏：市街地、人家周辺、道路、農地 クマの生息域：森林、河川敷

上記より、2つのポイントが見えてきました。

- ★ POINT 1：平常年と大量出没年ともに、**春～初夏**にかけて**クマの生息域**で被害が発生している。
- ★ POINT 2：大量出没年の秋には、**人の生活圏**において**高い割合で被害が発生している**。

➡ 「人の生活圏」と「クマの生息域」の2つの視点で考えることが重要！

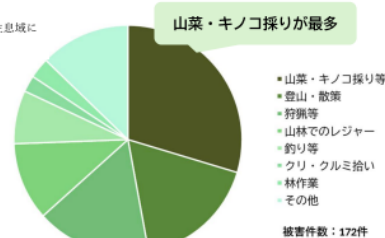
クマとの突発的な遭遇などは、適切な対策や行動をすることで防ぐことができます。出会ってしまった際の、状況は様々ではありますが、基本となる対処方法や行動は共通しております。

実際の事例も紹介しつつ、次からは、「クマの生息域」と「人の生活圏」それぞれの環境で発生した人身被害状況からみる、クマに**出会わないためにできること**・**出会ってしまった時にできる対処法**について紹介します。

03. 出会わないために — クマの生息域 —

クマの生息域（森林、河川敷★）での被害について、被害者の行動を分類したところ、以下のような結果になりました。

★便宜的に河川敷はクマの生息域に分類しています



山での山菜・キノコ採り中に、被害にあった件数が最も多く、次いで登山・散策中、狩猟等や山林でのレジャー中に被害に遭うことが多い結果となりました。クマの生息域内で、被害防止の観点から、どのような対策や、行動が考えられるのか、行動別にそれぞれ紹介します。

山菜・キノコ採り等

- クマの行動が活発な明け方・日の入り前後に行動しない
- ラジオや鈴を持ち歩く
鈴は立ち止まっているときには音が鳴らない点に注意しましょう
- 周囲の状況に気を配る
見通しの悪い場所や、音が響きにくい場所では、意識して大きな音や声を出しましょう。クマは木登りが得意なため、頭上にも気を配りましょう
- 複数人で行動する
採取に夢中になり同行者と距離を開けないよう気を付けましょう。距離が開くと単独で行動しているのと同じ状況になります
- 出没情報を確認する（自治体情報等）
直近の山菜・キノコ採りを行う場所の目撃・出没情報を確認し情報があれば、近づかない

登山や散策・山でのレジャー

- ラジオや鈴を持ち歩く
雨天時にレインカバーに圧されて鈴が鳴らなかったり、川のそばや雨等の水音で鈴などの音が周辺に響かない点に注意しましょう
- 食べ物の匂いに注意する
食べ物の匂いがもれないように、密閉容器に保管したり、残飯やごみを放置しないよう注意しましょう。またテントの中に匂いが出る食べ物がある場合、クマを誘引する可能性があります。食べ物は堅牢な場所（食料保管庫、車等）に保管しましょう
- 見通しの悪い場所は慎重に移動する
トレイルランニング等で見通しの悪い場所を通過する際は、速度に注意し、急な遭遇を避けるように慎重に行動しましょう

- クマと思われる痕跡（フン・足痕・爪痕等）を見つけた場合は、すぐに静かに立ち去る。
近くにクマがいる可能性があります。滞在し続けず、静かにその場から離れましょう。

詳細はこちら



参考：麻酔によるクマの捕獲体制構築に関する参考資料の公表

1 作成の背景

- 人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が令和7年度に創設された
- 緊急銃猟における装薬銃による捕獲の安全確保の難しさ（跳弾・貫通等）から、麻酔を用いた捕獲への関心が高まっている
- しかし、麻酔薬や麻酔銃の取扱い等に関して、「獣医師しか麻酔投与できない」「麻酔銃の所持には銃猟の経験が必要」等の誤解も見られる。実際には、獣医師の関与は限定的（一部の薬品の購入のみ関与が必要）であるほか、麻酔銃の所持に銃猟の経験は不要
- そこで、麻酔によるクマの捕獲に関する制度への理解を促し、自治体の体制構築に資する参考資料を作成した

2 資料のポイント

① 麻酔薬の購入・所持・使用

主要な4つの薬剤の購入・所持に必要な手続きや、使用上の注意点、鳥獣保護管理法に基づく危険猟法への該当性について解説

➤ 塩酸ケタミン

- クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要
- 購入には、麻薬研究者免許が必要。免許取得に必要な資格はない※
※精神の機能障害が無いこと、麻薬等又は覚醒剤の中毒の有無に関する医師の診断書等が必要
- 麻酔銃で施用量が規定値以下であれば危険猟法に該当しない
※吹き矢の場合は危険猟法に該当

➤ 塩酸チレタミン・塩酸ゾラゼパム混合物

- クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要
- 購入には、動物用医薬品の輸入確認、指定薬物の用途誓約に係る手続きが必要
- 麻酔銃、吹き矢いずれを使用する場合も危険猟法に該当しない

➤ 塩酸メドミジン、塩酸キシラジン

- クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要
- 購入には、獣医師の処方箋又は指示が必要
- 麻酔銃で施用量が規定値以下であれば危険猟法に該当しない
※吹き矢の場合は危険猟法に該当

② 麻酔銃・吹き矢の所持・使用

➤ 麻酔銃

- 所持には銃刀法に基づく都道府県公安委員会の許可が必要
- 猟銃と異なり、所持許可を受けた者のほか、所持許可を受けた者の監督の下で動物麻酔の作業に従事する者※も所持可能
※あらかじめ都道府県公安委員会に届け出た者に限る
- 所持許可に有効期間はない
- 動物麻酔の用途に供する場合※等に限り携帯・運搬・発射が可能
※麻酔銃を適正に使用するために射撃の練習を行うことも含まれる

➤ 吹き矢

- 銃刀法の規制は適用されない

③ 自治体での体制構築事例

既に麻酔によるクマの捕獲等の体制を構築している自治体での捕獲時の職員体制、各種手続きの対応方法、安全確保の考え方等について紹介

- 秋田県：箱わなでの捕獲時や緊急銃猟時に職員が対応
- 島根県：錯誤捕獲時に職員が対応
- 長野県：外部専門家に依頼して捕獲する体制を構築

参考：『クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件』の公表

1 作成の背景

- 近年、クマによる人身被害が深刻化しており、近距離で遭遇した際の危険回避手段としてクマ撃退スプレーへの関心が高まっている
- 一方で、国内にはクマ撃退スプレーに関する規格等が存在せず、性能や品質が様々な製品が流通していることが確認されている
- 環境省では、国内外の科学的知見や有識者の意見を踏まえ、様々な状況下で人命を守るために必要と考えられる「クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件」を作成した
- また、消費者庁、（独）国民生活センターと連名でクマ撃退スプレーに関する国民向けの注意喚起資料「クマ撃退スプレーの備え方」を作成した

クマ撃退スプレーとは

※本要件における整理

クマとの近距離での遭遇時において、クマの攻撃や接近など人にとって望ましくない行動を、
噴射により一時的に抑止するためのスプレー製品 ※忌避を目的としたクマ撃退スプレーの事前噴射は推奨されない



2 推奨要件のポイント

※本推奨要件を満たしていない製品の効果を一律に否定するものではない

※個別の要件への適合のみで優れた性能とは評価できず、推奨要件を総合的に満たす設計であることで、クマと遭遇する様々な状況において対応することができる点が重要

① 有効成分の表示方法と含有濃度

- **表示方法**：カブサイシン・関連カブサイシノイドの濃度
(CRC濃度)を「%」で表示
- **含有濃度**：CRC濃度 1.0～2.0%程度を目安
小数点第1位まで表示

② 噴射距離・噴射時間

常温・無風の条件下で、以下の要件が両立されることが望ましい。

- **噴射距離**：7.5m程度以上
- **噴射時間**：6秒程度以上

③ 噴射パターン

- 円錐状に広がる霧状（ミスト状）噴射であること
- 空気中に滞留しやすい微細な粒子が噴射されること
- 棒状の液流タイプは非推奨

④ 噴射機構（アクチュエーター）、安全装置

- **方向判別・操作性**：クマから目を離さず、手探りで取り出し、噴射方向が判別できる構造
- **安全装置**：歩行中の振動や藪に触れた程度では外れず、使用時にはすぐ外せるセーフティクリップ等の安全装置が付いていること
- すぐに取り出して使用できるように、腰や胸付近に身に着けるための専用の携行用ケースの活用
- 必要時のリュックやサイドポケット等に入れての持ち歩きは非推奨

⑤ 使用期限

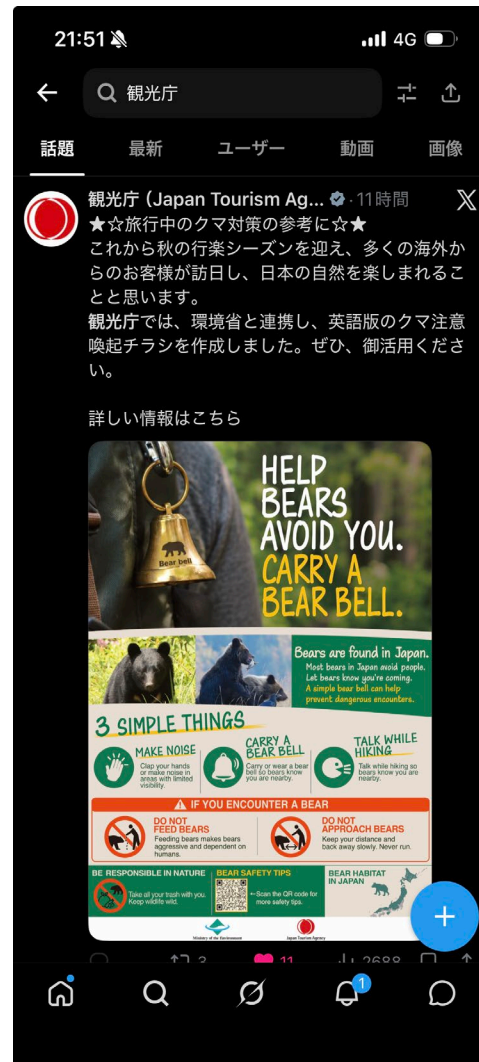
- 経年劣化を踏まえ、必要な性能が維持される期限を設定・表示

⑥ 製品表示、事業者が公表すべき事項

- 性能（CRC濃度・噴射距離・噴射時間・噴射パターン・使用期限）、基本的な使用方法、使用・保管・廃棄の注意事項等をパッケージ等に明記する
- 使用事例や噴射試験動画等の公表が望ましい

参考：インバウンド向けクマ注意喚起チラシ

多くの外国人観光客が訪れる秋の行楽シーズンを前に、環境省と観光庁が連携し、英語版のクマ注意喚起チラシを作成。各都道府県や観光事業者等へのデータ提供のほか、両省庁のXにより広く発信した。



クマ等の鳥獣被害への対応に向けた提言

令和 8 年 6 月 25 日
自由民主党政務調査会
鳥獣被害対策特別委員会

令和 7 年はクマによる被害者数、死者数が過去最多となった。クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全安心を脅かす深刻な事態となった。

こうした状況を踏まえ、鳥獣被害対策特別委員会では、早急に効果的かつ具体的な対策を打ち出すため、新たに「クマ被害緊急対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、クマ被害に対する速やか、かつ、重点的な対策について精力的に議論を行い、政府として速やかに取り組むべき事項について、令和 7 年 11 月 13 日に「クマ被害への対応に向けた緊急提言」をとりまとめた。

政府では、「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、この緊急提言の内容を踏まえて令和 7 年 11 月 14 日にクマ被害対策パッケージを、令和 8 年 3 月 27 日にクマ被害対策ロードマップを作成し、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行している。

令和 8 年度は、昨年に引き続き、クマの出没件数が多く、山菜採りによる死亡事故、市街地や農山漁村地域の集落など人の生活圏における人身事故が発生するなど、深刻な事態となっている。

このような状況を踏まえ、本委員会では実際のクマ対策の現場で奮闘する有識者から、被害の状況と対策に関してヒアリングを実施し、今現場に求められている対策について精力的に議論を行ってきた。

また、イノシシやニホンジカについては、捕獲強化に取り組んできた。令和 5 年度末の個体数推定の結果によれば、ニホンジカの個体数は中央値で 303 万頭、イノシシは 122 万頭であり、依然として高い水準となっている。過去 5 年間の捕獲頭数の平均値はニホンジカが 69 万頭、イノシシは 59 万頭であり、近年は自然増加数を上回る捕獲が行われていると考えられるが、引き続き、捕獲強化が必要である。

さらに、キョンについては、千葉県房総半島において急速に分布が拡大するとともに、個体数の大幅な増加が確認されており、今、集中的に対策を行い、千葉県北部及び茨城県への分布拡大・定着を阻止しなければならない。

今後、政府として着実に取り組むべき事項について取りまとめたので、以下のとおり提言する。下記の施策について関係省庁が一体となって重点的に取り組むことを求める。

記

制度運用改善

国民の命と安全を守るため、クマ被害対策ロードマップに基づき、緊急的な対応体制の確保、推定個体数及び捕獲目標数の明確化、自治体におけるゾーニング管理計画の策定等の徹底を図ること。

1、クマの捕獲に関する制度の柔軟な運用（鳥獣保護区、狩猟期間）

鳥獣保護区におけるクマの捕獲の促進、狩猟期間の延長について、都道府県の判断とはなるが、足並みをそろえてクマの捕獲に関する制度の柔軟な運用を実施するよう自治体に促すこと。

2、クマの捕獲から処理・活用に関する一連の体制の強化

クマの捕獲の準備から、捕獲した個体の処理及び活用までの一連の取組について、ガバメントハンターの確保、資機材の整備、罠の見回りや個体の運搬・処理体制の確保等に対する支援を強化すること。一般廃棄物処理施設等も最大限活用して、クマの処理が円滑に行われるようにするための処理施設の設備等の計画的な整備について、特にクマの被害が多かった東北地域において支援を強化すること。

3、捕獲したクマや人身被害に関する情報収集と科学的分析

捕獲したクマの性別、年齢、栄養状態等の情報や、人身被害の発生現場の状況、受傷者の行動、被害の状況等の情報について、自治体や捕獲者、受傷者の負担を考慮した上で収集し、整理・分析を進めること。

4、捕獲従事者に対する安全指導の徹底及び銃所持等の手続きに関する DX 推進による捕獲従事者の負担軽減

ガバメントハンターを含む捕獲従事者に対して、鳥獣の捕獲・狩猟時の安全対策に係る指導を徹底し、事故防止を図ること。また、銃所持及び弾薬の譲受・譲渡に関する許可手続き等について、必要な支援環境等を充実させ、電子申請等の手続きを推進することにより、捕獲従事者の負担軽減を図ること。

5、全国でのクマの調査と個体数推定の実施と広域管理の推進

国が主導し、統一的な手法による全国でのクマの個体数推定の調査や行動に関する生態調査を国立公園内も含めて、政府の計画通りに確実な実施を進め、個体数推定を実施するとともに、広域的な管理を推進すること。

6、ICT、ドローン、ロボット等の技術を活用した効果的な被害対策や捕獲方法の技術開発支援

クマ等の被害対策や捕獲、捕獲後の運搬等を効率的及び効果的に実施するための ICT やドローン、ロボット等を活用した技術開発や導入のほか、技術の普及に向けて、当該技術の活用・実証などの取組を支援すること。

7、ドローンでの捜索・救助のための特例の制度周知の強化

人命や財産に急迫した危難のおそれがあり、緊急性・公共性が認められる場合は、クマ被害等が発生しない段階の予防的な措置であっても航空法におけるドローンでの捜索・救助のための特例を適用できることについて、わかりやすい言葉で周知・情報提供を徹底すること。

8、関係行政機関の対応力強化（研修、警察の駆除体制構築）

緊急銃猟や出沒対応に従事する関係行政機関の職員に対して、クマの生態や対処法に関する研修を実施し、クマに関する知識・技能の向上を図ること。また、市街地等におけるクマの出沒状況を踏まえつつ府県において警察によるクマの駆除体制の構築を検討するとともに、必要な装備資機材の整備を図ること。

9、クマを含む鳥獣対策に関する研究人材育成体制の構築

大学に蓄積された知見及び研究資源・人材を有効に活用しつつ、大学の拠点や自治体等の関係機関におけるネットワークの構築を促進し、クマの生息状況や被害防止対策に関する研究、人材育成を推進すること。

10、緩衝林帯整備の推進

クマの人の生活圏への出没防止に向けた緩衝林帯の整備を地方自治体が着実に進められるよう支援を推進すること。

11、個体数管理の徹底

ニホンジカ、イノシシ等の個体数の適正水準への減少に向けて、適切な個体数把握を行った上で、捕獲等の対策を進めること。また、千葉県房総半島で急速に分布を拡大しているキョンについては、捕獲の強化や北上防止柵の設置等の対策を集中的に進めること。

12、農作物被害の低減に向けた鳥獣被害対策の強化

強固な侵入防止柵の整備や老朽化した柵の再編整備等を推進するとともに、鳥獣被害対策タスクフォースの設置を含む行政等の体制・取組強化や、ハンターの育成・確保、ICTの活用、捕獲個体の処理施設の整備及び簡易な処理方法の実証・普及などを推進すること。

鳥獣対策交付金の支援メニューの統合等による事務手続きの簡素化を図ること。

13、ジビエ利活用に向けた原発事故による出荷制限への対応強化

個体ごとに検査を実施し基準値を下回ったものについては出荷可能とする出荷制限の一部解除については、地元の声を踏まえた活用がなされるよう促すとともに、検査体制の確立などの取組を支援すること。

財政的支援

上記の鳥獣被害対策に必要な予算及びクマ被害対策ロードマップの実施に必要な予算について、十分な財政措置を行うこと。

■ 緊急銃猟現場視察

(1) 場所：宮城県仙台市宮城野区
(梅田川河川敷)

2026年7月25日に緊急銃猟により
クマを駆除した現場

(2) 日時：10月1日（木）



■ 宮城県知事・仙台市長との面会

クマの出没の現状、課題、対策等について意見交換
宮城県・仙台市から鳥獣被害に対する財政支援、人材育成について要望がなされた。また、仙台市からは、個体数管理の推進についても要望があった。

(1) 宮城県知事：10月1日（木）／宮城県庁

(2) 仙台市長：10月1日（木）／仙台市役所

